

平成29年度

# 地方税に関する参考計数資料

平成29年2月

総務省自治税務局



# 地方税に関する参考計数資料

## 目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成29年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（平成29年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成28年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成28年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成27年度）	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成27年度）	154
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成27年度）	156
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成27年度）	158
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成27年度）	166
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成27年度）	176
22	県民経済計算	178
23	主要経済指標の推移	180



# 1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成29年度）

## I 地方税

### (1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成28年度 当初見込額 (A)	平 成 2 9 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成28年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成28年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1. 道 府 県 税	180,772	△ 747	180,025	1 △	8 △	7 △	180,018	△ 754	99.6	46.0
2. 市 町 村 税	206,970	4,399	211,369	0 △	4 △	4 △	211,365	4,395	102.1	54.0
3. 合 計	387,742	3,652	391,394	1 △	12 △	11 △	391,383	3,641	100.9	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（注1）、道府県民税所得割臨時交付金（注2）  
地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市  
町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成28年度 当初見込額 (A)	平 成 2 9 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成28年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成28年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1. 道 府 県 税	151,058	1,407	152,465	△ 5,608	△ 8 △	5,616 △	146,849	△ 4,209	97.2	37.5
2. 市 町 村 税	236,684	2,245	238,929	5,609	△ 4	5,605	244,534	7,850	103.3	62.5
3. 合 計	387,742	3,652	391,394	1 △	12 △	11 △	391,383	3,641	100.9	100.0

(注1) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、当分の間、個人住民税のうち退職所得の分離課税に係る所得割の税率2%相  
当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付するもの。

(注2) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、平成30年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成  
29年度の収入となる個人住民税及び平成30年度の収入となる個人住民税の一部の税源移譲相当額を指定都市所在道府県から指定都  
市へ交付するもの。

## (2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成28年度 当初見込額 (A)	平成 29 年 度						平成28年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)	(G) ——×100 (A) (%)
		平成28年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	59,198	△ 405	58,793		△ 1	△ 1	58,792	△ 406	99.3
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人均等割</li> <li>所得割</li> <li>法人均等割</li> <li>法人税割</li> <li>利子割</li> <li>配当割</li> <li>株式等譲渡所得割</li> </ul>	912	12	924				924	12	101.3
	46,813	1,126	47,939				47,939	1,126	102.4
	1,382	27	1,409				1,409	27	102.0
	4,698	249	4,947		△ 1	△ 1	4,946	248	105.3
	901	△ 312	589				589	△ 312	65.4
	2,595	△ 670	1,925				1,925	△ 670	74.2
	1,897	△ 837	1,060				1,060	△ 837	55.9
2. 事業税	41,866	1,531	43,397		△ 7	△ 7	43,390	1,524	103.6
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人</li> <li>法人</li> </ul>	1,991	39	2,030				2,030	39	102.0
	39,875	1,492	41,367		△ 7	△ 7	41,360	1,485	103.7
3. 地方消費税	48,529	△ 2,536	45,993				45,993	△ 2,536	94.8
<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡割</li> <li>貨物割</li> </ul>	34,539	△ 1,165	33,374				33,374	△ 1,165	96.6
	13,990	△ 1,371	12,619				12,619	△ 1,371	90.2
4. 不動産取得税	3,669	438	4,107	1		1	4,108	439	112.0
5. 道府県たばこ税	1,499	9	1,508				1,508	9	100.6
6. ゴルフ場利用税	455	△ 6	449				449	△ 6	98.7
7. 自動車取得税	1,075	244	1,319				1,319	244	122.7
8. 軽油引取税	9,245	65	9,310				9,310	65	100.7
9. 自動車税	15,248	△ 74	15,174				15,174	△ 74	99.5
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	22	9	31				31	9	140.9
普通税計	180,809	△ 725	180,084	1	△ 8	△ 7	180,077	△ 732	99.6
(II) 目的税									
1. 狩猟税	9	△ 1	8				8	△ 1	88.9
目的税計	9	△ 1	8				8	△ 1	88.9
(III) 道府県税小計	180,818	△ 726	180,092	1	△ 8	△ 7	180,085	△ 733	99.6
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 46	△ 21	△ 67				△ 67	—	—
(V) 道府県税計	180,772	△ 747	180,025	1	△ 8	△ 7	180,018	△ 754	99.6

(単位：億円)

区 分	平成 29 年 度								(G) — × 100 (A)  (%)
	平成28年度 当初見込額  (A)	平成28年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額  (B)	現行法による 収入見込 額  (A) + (B)  (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額  (C) + (F)  (G)	平成28年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	
				地方税制の 改正による もの  (D)	国税の改正 に伴うもの  (E)	計 (D) + (E)  (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通 税									
1. 市 町 村 民 税	90,981	2,463	93,444		△ 4	△ 4	93,440	2,459	102.7
{ 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	2,127	29	2,156				2,156	29	101.4
	70,023	1,804	71,827				71,827	1,804	102.6
	4,006	59	4,065				4,065	59	101.5
	14,825	571	15,396		△ 4	△ 4	15,392	567	103.8
2. 固 定 資 産 税	88,156	1,688	89,844				89,844	1,688	101.9
{ 土 地 家 屋 償 却 資 産	33,721	△ 80	33,641				33,641	△ 80	99.8
	37,450	1,040	38,490				38,490	1,040	102.8
	16,086	740	16,826				16,826	740	104.6
純固定資産税小計	87,257	1,700	88,957				88,957	1,700	101.9
交 付 金	899	△ 12	887				887	△ 12	98.7
3. 軽 自 動 車 税	2,442	64	2,506				2,506	64	102.6
4. 市 町 村 た ば こ 税	9,171	57	9,228				9,228	57	100.6
5. 鉱 産 税	20	1	21				21	1	105.0
6. 特別土地保有税	8	9	17				17	9	212.5
普通 税 計	190,778	4,282	195,060		△ 4	△ 4	195,056	4,278	102.2
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	220	3	223				223	3	101.4
2. 事 業 所 税	3,612	54	3,666				3,666	54	101.5
3. 都 市 計 画 税	12,492	83	12,575				12,575	83	100.7
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	16,324	140	16,464				16,464	140	100.9
(III) 市 町 村 税 小 計	207,102	4,422	211,524		△ 4	△ 4	211,520	4,418	102.1
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 132	△ 23	△ 155				△ 155	—	—
(V) 市 町 村 税 計	206,970	4,399	211,369		△ 4	△ 4	211,365	4,395	102.1

## II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成28年度 当初見込額  (A)	平成 29 年 度					平成28年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	(E) —— ×100 (A)  (%)
		平成28年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)			
1.地方揮発油譲与税	2,578	△ 18	2,560		2,560	△ 18	99.3	
2.石油ガス譲与税	93	△ 10	83		83	△ 10	89.2	
3.自動車重量譲与税	2,626	△ 66	2,560		2,560	△ 66	97.5	
4.航空機燃料譲与税	149	0	149		149	0	100.0	
5.特別とん譲与税	125	0	125		125	0	100.0	
6.地方法人特別譲与税	18,751	1,139	19,890	△ 3	19,887	1,136	106.1	
合 計	24,322	1,045	25,367	△ 3	25,364	1,042	104.3	

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。



## 2 税制改正による増減収見込額（平成29年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	△ 156 △ 156	△ 267 △ 267	△ 423 △ 423			
2 不動産取得税 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る 税額の減額措置の見直し等	1 1		1 1	1 1		1 1
3 固定資産税 (1) 地域の中小企業による設備投資の支援の拡充 (2) その他		△ 61 △ 59 △ 2	△ 61 △ 59 △ 2			
4 軽自動車税 グリーン化特例（軽課）の見直し		23 23	23 23			
合 計	△ 155	△ 305	△ 460	1	0	1
国税の税制改正に伴うもの	△ 85	△ 46	△ 131	△ 8	△ 4	△ 12
個人住民税	△ 80		△ 80			
法人住民税	△ 16	△ 46	△ 62	△ 1	△ 4	△ 5
法人事業税	11		11	△ 7		△ 7
再 計	△ 240	△ 351	△ 591	△ 7	△ 4	△ 11

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

（注2） 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる国税の平年度の増収見込額は390億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

（注3） 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲による道府県の減収額及び指定都市の増収額は、平年度5,674億円と見込まれる。

（注4） 平成29年度改正における自動車取得税のエコカー減税の基準見直しによる増収見込額は平年度314億円、初年度243億円。他方、平成27年度から平成29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲300億円程度。なお、基準見直しを踏まえた平成29、30年度税収見込額の平均値と、見直し前の平成27、28年度税収見込額の平均値を比較すると概ね同水準。

（注5） 軽自動車税における平成28年度から平成29年度にかけて追加的に発生したグリーン化特例（軽課）制度による減収見込額は▲10億円程度。

（注6） 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の減収額は、平年度▲20億円、初年度▲3億円と見込まれる。

### 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年度	区分	国内総生産（名目）		国民所得	
		実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和27年度		-	-	52,159	117.6
28		-	-	60,015	115.1
29		-	-	65,917	109.8
30		85,979	-	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,993	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56		2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57		2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58		2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59		3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60		3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61		3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62		3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63		3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成元年度		4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2		4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3		4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4		4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5		4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6		5,023,827	101.4	3,683,506	100.4
7		5,167,065	102.9	3,784,796	102.7
8		5,286,661	102.3	3,913,605	103.4
9		5,331,487	100.8	3,884,837	99.3
10		5,261,090	98.7	3,782,396	97.4
11		5,219,973	99.2	3,770,032	99.7
12		5,286,212	101.3	3,859,685	102.4
13		5,188,892	98.2	3,743,078	97.0
14		5,146,750	99.2	3,726,487	99.6
15		5,181,998	100.7	3,779,521	101.4
16		5,210,039	100.5	3,826,819	101.3
17		5,258,139	100.9	3,873,557	101.2
18		5,292,550	100.7	3,923,513	101.3
19		5,310,134	100.3	3,922,979	100.0
20		5,093,984	95.9	3,639,913	92.8
21		4,920,751	96.6	3,534,222	97.1
22		4,991,948	101.4	3,619,241	102.4
23		4,938,531	98.9	3,584,029	99.0
24		4,946,744	100.2	3,598,267	100.4
25		5,074,011	102.6	3,740,063	103.9
26		5,178,666	102.1	3,783,183	101.2
27		5,321,914	102.8	3,884,604	102.7
28実績見込		5,402,000	101.5	3,934,000	101.3
29見込		5,535,000	102.5	4,042,000	102.7

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成27年度までは「国民経済計算」による実績、平成28年度実績見込及び平成29年度見込は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成29年1月20日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成27年度までは実績、平成28年度実績見込及び平成29年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成22年=100を基準とした年度の指数（総合）である。なお、平成27年度までは実績、平成28年度実績見込及び平成29年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数22年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.7	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.9	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.7	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
8.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
9.2	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
9.2	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
11.5	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
14.0	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
16.7	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
17.5	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
20.3	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
22.8	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
23.6	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
27.6	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
32.7	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
37.5	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
43.8	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
48.6	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
49.5	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
54.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
61.4	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
55.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
52.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
58.7	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
60.6	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
64.8	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
70.0	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
71.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
72.9	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
72.5	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
76.6	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
83.0	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
85.0	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
84.9	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
90.0	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
97.8	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
102.1	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
107.1	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
106.4	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
100.1	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
96.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
99.4	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
101.5	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
104.9	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
106.1	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
98.8	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
101.5	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
105.8	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
96.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
98.9	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
101.8	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
105.7	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
107.4	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
112.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
115.4	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
101.0	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
91.4	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
99.4	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
98.7	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
95.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
98.9	103.2	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
98.4	99.5	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
97.4	99.0	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
-	101.0	876,702	89.1	391,802	100.2	28 実績見込
				(409,459)	(99.4)	
-	102.7	879,986	100.4	398,989	101.8	29 見込
				(418,876)	(102.3)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成27年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成28年度実績見込及び平成29年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成29年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(355,206)	58.4 <43.6>	(42.2)
12		527,209 <379,358>	(368,005)	59.7 <43.0>	(41.7)
13		499,684 <356,149>	(321,060)	58.4 <41.6>	(37.5)
14		458,442 <334,172>	(287,309)	57.9 <42.2>	(36.3)
15		453,694 <340,612>	(272,765)	58.1 <43.6>	(35.0)
16		481,029 <343,833>	(303,113)	58.9 <42.1>	(37.1)
17		522,905 <364,797>	(332,569)	60.0 <41.9>	(38.2)
18		541,169 <357,191>	(339,172)	59.7 <39.4>	(37.4)
19		526,558 <376,208>	(360,754)	56.7 <40.5>	(38.8)
20		458,309 <329,594>	(288,858)	53.7 <38.6>	(33.8)
21		402,433 <300,653>	(223,734)	53.4 <39.9>	(29.7)
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074 <308,602>	(238,603)	56.0 <39.6>	(30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754 <315,890>	(246,665)	56.9 <39.8>	(31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492 <338,819>	(273,022)	57.7 <41.6>	(33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274 <366,583>	(313,801)	59.2 <42.3>	(36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492 <420,536>	(376,032)	61.1 <44.4>	(39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694 <422,012>	(400,082)	60.5 <42.6>	(40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28 実績見込		593,159 <425,708>	(395,601)	60.2 <43.2>	(40.2)
		【 575,594 】		【 58.4 】	
29 見込		614,240 <441,052>	(422,830)	60.6 <43.5>	(41.7)
		【 594,215 】		【 58.7 】	

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は補正後予算額、平成29年度見込は当初予算額である。  
 2 地方税は、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成29年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。  
 4 国税欄の( )内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税		租 税 総 額		区 分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C	年度	
601 百万円	35.3	1,704 百万円	昭和5年度	
557	35.7	1,559	8	
632	34.5	1,834	10	
757	20.5	3,690	14	
879	(1,302)	5,810	16	
986	(1,834)	12,527	20	
1,883 億円	(2,968)	7,585 億円	25	
3,815	(5,636)	13,178	30	
4,499	(6,386)	15,361	31	
5,272	(7,597)	17,287	32	
5,439	(8,003)	17,343	33	
6,109	(9,027)	19,823	34	
7,442	(10,914)	25,452	35	
9,065	(13,537)	31,334	36	
10,567	(15,750)	34,464	37	
12,129	(18,292)	39,435	38	
13,996	(20,942)	45,588	39	
15,494	(23,156)	48,279	40	
17,686	(26,576)	54,316	41	
21,495	(32,037)	65,441	42	
25,801	(37,662)	79,021	43	
30,902	(46,566)	95,434	44	
37,507	(56,691)	115,239	45	
42,358	(63,414)	126,784	46	
50,044	(75,708)	154,021	47	
64,913	(99,149)	205,386	48	
82,375	(126,587)	239,919	49	
81,548	(117,540)	226,591	50	
95,641	(137,401)	263,661	51	
110,052	(160,303)	294,393	52	
122,371	(181,335)	354,610	53	
140,315	(201,556)	389,881	54	
158,938	(239,148)	442,626	55	
173,255	(263,121)	477,806	56	
186,286	(265,132)	506,317	57	
198,413	(276,561)	540,034	58	
214,939	(308,683)	582,687	59	
233,165	(335,973)	624,667	60	
246,282	(348,458)	674,792	61	
272,040	(388,028)	750,108	62	
301,169	(433,154)	823,107	63	
317,951	(486,024)	889,312	平成元年度	
334,504	(510,442)	962,302	2	
350,727	(525,922)	982,837	3	
345,683	(506,498)	919,647	4	
335,913	(495,637)	907,055	5	
325,391	(465,128)	865,398	6	
336,750	(479,173)	886,380	7	
350,937	(507,431)	903,198	8	
361,555	(530,105)	917,562	9	
359,222	(508,224)	871,199	10	
350,261	<475,235> (487,194)	842,400	11	
355,464	<503,315> (514,668)	882,673	12	
355,488	<499,023> (534,112)	855,172	13	
333,785	<458,055> (504,918)	792,227	14	
326,657	<439,739> (507,586)	780,351	15	
335,388	<472,584> (513,304)	816,417	16	
348,044	<506,152> (538,380)	870,949	17	
365,062	<549,040> (567,059)	906,231	18	
402,668	<553,018> (568,472)	929,226	19	
395,585	<524,300> (565,036)	853,894	20	
351,830	<453,609> (530,528)	754,262	21	
【 358,234 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635> (541,634)	780,237	22	
【 357,323 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578> (546,803)	793,468	23	
【 357,142 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281> (542,078)	815,100	24	
【 361,317 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434> (552,216)	866,017	25	
【 373,545 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810> (570,314)	946,346	26	
【 391,733 】		【 946,280 】		
390,986	<568,668> (590,598)	990,680	27	
【 412,012 】		【 990,900 】		
391,802	<559,253> (589,360)	984,961	28 実績見込	
【 409,459 】		【 985,053 】		
398,989	<572,177> (590,399)	1,013,229	29 見込	
【 418,876 】		【 1,013,091 】		

業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の( )内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28実績見込	1,002,220	876,702	87.5
29見 込	974,547	879,986	90.3

(注) 1 国の歳出は平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は補正後予算額、平成29年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成27年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、平成28年度実績見込及び平成29年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成27年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		( 208,721 )		( 331,092 )	( 12.2 )		( 19.3 )
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,683,506	540,007	325,391	865,398	14.7	8.8	23.5
7	3,784,796	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.4
8	3,913,605	552,261	350,937	903,198	14.1	9.0	23.1
9	3,884,837	556,007	361,555	917,562	14.3	9.3	23.6
10	3,782,396	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,770,032	492,139	350,261	842,400	13.1	9.3	22.3
12	3,859,685	527,209	355,464	882,673	13.7	9.2	22.9
13	3,743,078	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.8
14	3,726,487	458,442	333,785	792,227	12.3	9.0	21.3
15	3,779,521	453,694	326,657	780,351	12.0	8.6	20.6
16	3,826,819	481,029	335,388	816,417	12.6	8.8	21.3
17	3,873,557	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.5
18	3,923,513	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,922,979	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,639,913	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.5
21	3,534,222	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.3
		( 395,693 )	( 358,234 )	( 753,928 )	( 11.2 )	( 10.1 )	( 21.3 )
22	3,619,241	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.6
		( 422,875 )	( 357,323 )	( 780,198 )	( 11.7 )	( 9.9 )	( 21.6 )
23	3,584,029	451,754	341,714	793,468	12.6	9.5	22.1
		( 436,194 )	( 357,142 )	( 793,336 )	( 12.2 )	( 10.0 )	( 22.1 )
24	3,598,267	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.7
		( 453,794 )	( 361,317 )	( 815,111 )	( 12.6 )	( 10.0 )	( 22.7 )
25	3,740,063	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		( 492,264 )	( 373,545 )	( 865,809 )	( 13.2 )	( 10.0 )	( 23.1 )
26	3,783,183	578,492	367,855	946,346	15.3	9.7	25.0
		( 554,547 )	( 391,733 )	( 946,280 )	( 14.7 )	( 10.4 )	( 25.0 )
27	3,884,604	599,694	390,986	990,679	15.4	10.1	25.5
		( 578,888 )	( 412,012 )	( 990,900 )	( 14.9 )	( 10.6 )	( 25.5 )
28 実績見込	3,934,000	593,159	391,802	984,961	15.1	10.0	25.0
		( 575,594 )	( 409,459 )	( 985,053 )	( 14.6 )	( 10.4 )	( 25.0 )
29 見 込	4,042,000	614,240	398,989	1,013,229	15.2	9.9	25.1
		( 594,215 )	( 418,876 )	( 1,013,091 )	( 14.7 )	( 10.4 )	( 25.1 )

(注) 1 国民所得は、平成27年度までは実績、平成28年度実績見込額及び平成29年度見込は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成29年1月20日閣議決定)における額である。  
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は補正後予算額、平成29年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の( )内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。  
 3 地方税は、平成27年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成28年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成29年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
 4 平成21年度以降の( )内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。  
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるもので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。



7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	( 311,427 )	( 281,946 )	( 593,374 )	( 741,718 )
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	( 333,143 )	( 281,501 )	( 614,644 )	( 768,305 )
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	( 344,383 )	( 281,970 )	( 626,352 )	( 782,940 )
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	( 358,278 )	( 285,266 )	( 643,544 )	( 804,430 )
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	( 383,269 )	( 290,836 )	( 674,105 )	( 842,631 )
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	( 432,475 )	( 305,501 )	( 737,975 )	( 922,469 )
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	( 452,022 )	( 321,718 )	( 773,740 )	( 967,175 )
28 実績見込	463,166	305,937	769,103	961,379
	( 449,450 )	( 319,724 )	( 769,175 )	( 961,469 )
29 見込	479,627	311,549	791,176	988,970
	( 463,990 )	( 327,078 )	( 791,068 )	( 988,835 )

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(キ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、平成28年度及び平成29年度は、平成28年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,834百万円	100.0%	1,008百万円	55.0%	826百万円	45.0%
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585億円	100.0	4,737億円	62.5	2,848億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
平成60年度	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,446	72.6	251,116	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
23	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
24	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
25	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
26	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
27	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
28	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
29	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
30	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
31	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
32	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
33	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
34	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
28実績見込	984,961	100.0	654,974	66.5	329,987	33.5
29見込	(985,053)	(100.0)	(655,066)	(66.5)	(329,987)	(33.5)
30見込	1,013,229	100.0	681,073	67.2	332,156	32.8
31見込	(1,013,091)	(100.0)	(680,935)	(67.2)	(332,156)	(32.8)

区分 年度	国 税		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,202百万円	100.0%	421百万円	35.0%	781百万円	65.0%
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702億円	100.0	3,136億円	55.0	2,566億円	45.0
30	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
平成60年度	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
2	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
23	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
24	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
25	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
26	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
27	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
28	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
29	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
30	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
31	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
32	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
33	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
34	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
28実績見込	593,159	100.0	337,132	56.8	256,027	43.2
29見込	(575,594)	(100.0)	(319,567)	(55.5)	(256,027)	(44.5)
30見込	614,240	100.0	354,768	57.8	259,472	42.2
31見込	(594,215)	(100.0)	(334,743)	(56.3)	(259,472)	(43.7)

地		方		税		区 分
総	額	直	接	間	接	
金	額	金	額	金	額	年 度
	比 率		比 率		比 率	
632	100.0 %	587	92.9 %	45	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
( 358,234 )	( 100.0 )	( 307,234 )	( 85.8 )	( 51,000 )	( 14.2 )	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
( 357,323 )	( 100.0 )	( 304,296 )	( 85.2 )	( 53,026 )	( 14.8 )	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
( 357,142 )	( 100.0 )	( 304,268 )	( 85.2 )	( 52,873 )	( 14.8 )	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
( 361,317 )	( 100.0 )	( 308,249 )	( 85.3 )	( 53,068 )	( 14.7 )	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
( 373,545 )	( 100.0 )	( 319,486 )	( 85.5 )	( 54,059 )	( 14.5 )	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
( 391,733 )	( 100.0 )	( 334,546 )	( 85.4 )	( 57,188 )	( 14.6 )	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	27
( 412,012 )	( 100.0 )	( 335,773 )	( 81.5 )	( 76,239 )	( 18.5 )	
391,802	100.0	317,842	81.1	73,960	18.9	28 実 績 見 込
( 409,459 )	( 100.0 )	( 335,499 )	( 81.9 )	( 73,960 )	( 18.1 )	
398,989	100.0	326,305	81.8	72,684	18.2	29 見 込
( 418,876 )	( 100.0 )	( 346,192 )	( 82.6 )	( 72,684 )	( 17.4 )	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は補正後予算額、平成29年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、平成27年度までは決算額、平成28年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成29年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。  
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。  
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地方税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方譲与税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国庫支出金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	その他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地方債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地方税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地方譲与税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国庫支出金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	その他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地方債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰越金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市町村計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地方税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地方譲与税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国庫支出金等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	その他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地方債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰越金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	



(単位 百万円)

平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
16,116,742	31.6	37.8	16,809,190	32.6	38.8	17,794,000	34.4	40.4	20,142,594	38.7	44.7	都道府県
1,830,934	3.6	4.3	2,136,827	4.1	4.9	2,534,609	4.9	5.8	2,257,839	4.3	5.0	地 方 税
50,987	0.1	0.1	50,209	0.1	0.1	47,675	0.1	0.1	47,547	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
9,317,127	18.3	21.9	8,848,887	17.2	20.4	8,878,785	17.2	20.2	8,845,703	17.0	19.6	地 方 特 例 交 付 金
6,583,149	12.9	15.5	7,342,456	14.2	16.9	6,396,163	12.4	14.5	6,264,392	12.0	13.9	地 方 交 付 税
8,703,113	17.1	20.4	8,169,992	15.8	18.8	8,410,523	16.3	19.1	7,497,741	14.4	16.6	国 庫 支 出 金
42,602,052	83.6	100.0	43,357,561	84.1	100.0	44,061,755	85.2	100.0	45,055,816	86.6	100.0	そ の 他
7,173,683	14.1	—	6,781,018	13.1	—	6,143,605	11.9	—	5,528,081	10.6	—	小 計
1,161,494	2.3	—	1,434,039	2.8	—	1,489,597	2.9	—	1,465,987	2.8	—	地 方 債
50,937,229	100.0	—	51,572,618	100.0	—	51,694,957	100.0	—	52,049,884	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
18,344,018	32.7	37.2	18,565,095	32.6	37.3	18,991,451	32.7	37.4	18,955,969	32.3	36.7	地 方 税
440,546	0.8	0.9	422,015	0.7	0.8	402,257	0.7	0.8	421,408	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
76,480	0.1	0.2	75,313	0.1	0.2	71,513	0.1	0.1	71,321	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
8,972,699	16.0	18.2	8,746,566	15.3	17.6	8,552,643	14.7	16.8	8,544,937	14.5	16.5	地 方 交 付 税
12,313,036	21.9	25.0	12,619,537	22.1	25.4	12,780,929	22.0	25.2	12,902,014	22.0	25.0	国 県 支 出 金
9,155,891	16.3	18.6	9,317,641	16.3	18.7	9,993,266	17.2	19.7	10,795,362	18.4	20.9	そ の 他
49,302,670	87.8	100.0	49,746,167	87.2	100.0	50,792,059	87.4	100.0	51,691,011	88.0	100.0	小 計
5,194,526	9.3	—	5,525,970	9.7	—	5,398,835	9.3	—	5,187,137	8.8	—	地 方 債
1,648,155	2.9	—	1,756,383	3.1	—	1,939,645	3.3	—	1,850,534	3.2	—	繰 越 金
56,145,351	100.0	—	57,028,520	100.0	—	58,130,539	100.0	—	58,728,682	100.0	—	市 町 村 計
												純計
34,460,760	34.5	40.7	35,374,285	35.0	41.3	36,785,451	36.0	42.2	39,098,563	38.4	44.5	地 方 税
2,271,480	2.3	2.7	2,558,842	2.5	3.0	2,936,867	2.9	3.4	2,679,246	2.6	3.0	地 方 譲 与 税
127,467	0.1	0.2	125,522	0.1	0.1	119,188	0.1	0.1	118,868	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
18,289,826	18.3	21.6	17,595,454	17.4	20.5	17,431,428	17.1	20.0	17,390,640	17.1	19.8	地 方 交 付 税
15,459,306	15.5	18.3	16,447,021	16.3	19.2	15,461,868	15.1	17.7	15,221,213	14.9	17.3	国 庫 支 出 金 等
14,086,462	14.1	16.6	13,523,439	13.4	15.8	14,400,967	14.1	16.5	13,404,435	13.2	15.2	そ の 他
84,695,301	84.8	100.0	85,624,563	84.7	100.0	87,135,769	85.4	100.0	87,912,965	86.3	100.0	小 計
12,337,932	12.4	—	12,284,850	12.2	—	11,518,456	11.3	—	10,688,010	10.5	—	地 方 債
2,809,649	2.8	—	3,190,422	3.2	—	3,429,242	3.4	—	3,316,521	3.3	—	繰 越 金
99,842,882	100.0	—	101,099,835	100.0	—	102,083,467	100.0	—	101,917,496	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鋳区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鋳産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。  
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。  
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。  
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。  
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	釧路区税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁業権税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩猟者税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法定外普通税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道府県固定資産税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水利地益税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	市町村民税
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	個人均等割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	所均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉱産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉾 区 税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地 税
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋 税
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420		2,506		2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉾 産 税
2,497	0.6	2,628	0.6	2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉱区税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入猟税
										計
										市町村税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	地
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	家屋
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	償却資産
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	純固定資産税小計
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	交付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	納付金
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	軽自動車税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	市町村たばこ消費税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガス税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	(電気ガス税)
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	鉱産税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	木材引取税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	特別土地保有税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	法定外普通税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		旧法による税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		入湯税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	事業所税
265		257		267		282		294		都市計画税
-		-		-		-		-		水利地益税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	共同施設税
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	計
										地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦 区 税	1,009	} 0.2	967	} 0.2	910	} 0.3	958	} 0.3	935	} 0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2	0	0	0	0					
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入 猟 税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦 産 税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	13,024	} 7.3	13,021	} 7.1	13,232	} 7.2	13,001	} 7.3	13,533	} 7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—	—	—	—	—					
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—



(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	( 個 人 分 )
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	( 法 人 分 )
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉾区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入猟税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市町村税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市町村民税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入湯税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
釧 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	
	%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	( 個 人 分 )
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	( 法 人 分 )
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	自 動 車 税
332		327		鉱 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	計
				市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	鉱 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		入 湯 税
355,597		361,325		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	都 市 計 画 税
29		28		水 利 地 益 税
—		0		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	地 方 税

## 11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
鉾区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法定外税及る旧法による	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市町村税																
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電気税	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	-	105	-	-	-	-
(電気ガス税)																
ガス税	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
産	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	-	99	-	-	-	-
鉾産	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法定外税及る旧法による	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都市計画	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水利地益	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地方	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。





## 12 地方主要税目の納税義務者数の推移

### (1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成28年度にお  
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条  
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の  
 以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。  
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

### (2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事第一業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事第二業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事第三業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、平成27年度においては速報値である。

### (3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法普人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人 公 益 法 人 等 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人	
	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114	
	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565	
	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003	
課収 税入 法金 人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、平成27年度においては速報値である。  
 2 事業年度が2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。  
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

### (4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法 人 均 等 割	区 分	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法 人 税 割	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成28年度においては速報値である。

12	17	22	23	24	25	26	27	28
46,570,162 人	55,400,971 人	59,359,667 人	59,298,394 人	59,398,942 人	59,914,066 人	60,283,084 人	60,589,276 人	61,500,375 人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	54,682,444	54,849,689	55,353,692	55,581,652	55,877,140	56,791,365

いは速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	23	24	25	26	27
1,030,237 人	909,915 人	684,352 人	675,657 人	689,288 人	712,202 人	736,303 人	766,012 人
32,695	21,033	20,950	24,477	19,739	18,582	18,552	16,333
1,062,932	930,948	705,302	700,134	709,027	730,784	754,855	782,345
1,355 人	1,021 人	898 人	953 人	1,097 人	1,016 人	1,273 人	1,357 人
81	34	20	23	19	23	22	23
1,436	1,055	918	976	1,116	1,039	1,295	1,380
194,654 人	181,613 人	159,715 人	157,397 人	158,916 人	162,526 人	164,094 人	170,487 人
6,450	4,406	5,151	5,809	4,610	4,685	4,713	4,115
201,104	186,019	164,866	163,206	163,526	167,211	168,807	174,602
1,265,472	1,118,022	871,086	864,316	873,669	899,034	924,957	958,327

12	17	22	23	24	25	26	27
122,128 人	126,662 人	128,048 人	127,518 人	128,140 人	129,488 人	131,049 人	133,850 人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,353,635	2,355,383	2,357,908	2,373,487	2,399,093
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,481,153	2,483,523	2,487,396	2,504,536	2,532,943
87,289 人	89,462 人	92,726 人	92,866 人	92,803 人	93,468 人	94,348 人	95,623 人
31,792	43,080	52,503	53,034	55,792	56,532	57,956	59,494
7,158	12,151	12,820	12,951	12,970	13,225	13,921	16,036
30,692	34,111	37,272	32,785	33,119	33,285	33,066	33,923
	416						
149 人	142 人	186 人	196 人	189 人	213 人	259 人	302 人
950	1,218	1,674	1,986	2,031	2,563	3,833	6,262
1,099	1,360	1,860	2,182	2,220	2,776	4,092	6,564
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,674,971	2,680,427	2,686,682	2,707,919	2,744,583

12	17	22	23	24	25	26	27	28
3,563,841 人	3,670,576 人	3,741,322 人	3,691,449 人	3,687,550 人	3,710,048 人	3,734,395 人	3,770,523 人	3,823,392 人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,574,473	3,573,744	3,590,377	3,604,716	3,653,441	3,691,005
43,096,333	45,551,292	47,530,329	47,338,984	47,858,532	48,133,904	48,425,990	48,610,079	48,797,424

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 28 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 28 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 28 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体  
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(注) 4 平成 28 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市 5.7% (平成 24 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 28 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体  
夕張市 4,000 円 (平成 19 年度から) 横浜市 4,400 円 (平成 21 年度から)

(注) 3 平成 28 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市 3,300 円 (平成 24 年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	21	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	94	3	9	4	241	257	148	499	
人口 5 万未満の市	72	5	5	3	161	174	17	263	
町 村	553	7	12	16	311	346	29	928	
合 計	721	15	26	23	718	782	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	375	—	1	—	122	123	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,340	1	2	—	373	376	1	1,718
構 成 比	0.1%	78.0%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.1%	100.0%

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	2	—	128	130	1	499	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,333	1	3	—	379	383	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	130	131	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	130	131	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	132	133	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	132	133	1	499	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	132	133	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	132	133	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	132	133	1	499
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	74	74	—	263
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	14
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	464	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	35	7.0	500	100.0	222
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	36	7.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	212	80.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	17.9	262	100.0	180
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	50	19.1			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	928	100.0	309
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	67	7.2			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	134	7.8	1,719	100.0	725
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	153	8.9			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和55年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算		
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税																				
法人税割	(該当)	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	
事業税																				
法人税	(なし)	1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	
自動車税			(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	

税目	平成13年度決算	平成14年度決算		平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算		
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税																				
個人均等割	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
事業税																				
法人税	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。  
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。  
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算見込
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	210,985
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,641
所得割	75	70	67	69	69	69	69	69
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	15,003
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	194,272
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	33,610
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	9,798
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	14,667
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,145
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	428
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	11
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	23
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	245,057

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算見込
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	547,259



(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 決算		平成28年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,987	37	23,964	道府県民税
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,563	1	2,646	個人均等割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,122	35	10,282	所得割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	109,483	46	116,158	法人均等割
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	142,486	8	149,152	法人税割
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	-	-	事業税
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	286,640	-	302,202	法人 自動車税
												合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

15 法定外税の実施状況（平成28年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成29年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H27.4.1)  1,014
2	福井県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H28.11.10)  7,117
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H26.1.16)  954
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,000円/千kW(3か月)	
4	佐賀県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H26.4.1)  1,867
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)	
5	島根県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1)  471
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW(3か月)	
6	静岡県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1)  930
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.1施行 (H25.6.1)  1,798
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,600円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料料	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H25.6.21)  0
9	新潟県	核燃料料	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S59.11.15施行 (H26.11.15)  3,210
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②33,000円/千kW(3か月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H25.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H24.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H26.4.1) 1,226
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m <sup>3</sup>	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m <sup>3</sup>	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m <sup>3</sup>	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①44,600円/kg	H3.9.28施行 (H26.4.1) 19,401
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥64,000円/m <sup>3</sup>	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,969,500円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成29年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H28.3.31)  542
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H24.4.1)  4
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人以下 の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行 (H27.5.23)  81
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料 (使用済核燃料集合体)の数量 (1発電用原子炉につき157体 を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H26.1.5)  392
5	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専 用面積30㎡未満の住戸)を有す る集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住 宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行  421
6	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車 で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動 車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行  390

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成29年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行  296
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行  435
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1)  520
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1)  15
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  329
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  77
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行  254
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行  47

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  136
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  235
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  140
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  51
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  380
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  301
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  165
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  103
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  75

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  237
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  133
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  224
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  150
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行  595
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行  603
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行  38
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  911
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  166

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン  (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行  233
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円  15千円以上 …200円	H14.10.1施行  2,076
29	大阪府	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円  15千円以上20千円未満 …200円  20千円以上 …300円	H29.1.1施行  平年度見込額 1,090
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 …3,000円/回 ・一般乗用バス以外 …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行  14

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 大阪府宿泊税(平成29年1月1日施行)は平成27年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。



(4) 市町村法定外目的税

平成29年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 27年度決算額 (百万円)
1	京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する 環境整備に要する 経費	採取量	採取業者	申告納付	1m <sup>3</sup> …40円	S43.12.1施行  (H28.5.31廃止)  15
2	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行  8
3	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行  636
4	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行  575
5	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行予定  平年度見込額 416
6	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行  5
7	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊 平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行  3
8	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリ コプターにより渡嘉 敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行  12
9	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/m <sup>2</sup>	H28.7.1施行  平年度見込額 30

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 京都府城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。また、同税は平成28年5月31日をもって廃止。  
○ 大阪府箕面市開発事業等緑化負担税(平成28年7月1日施行)は平成27年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。  
○ 佐賀県玄海町使用済核燃料税(平成29年4月1日施行予定)は平成27年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成27年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	885,032	285,914	32.3	91,167	10.3	239,684	27.1	80,965	9.1	187,302	21.2
仙台	539,718	186,442	34.5	32,283	6.0	105,575	19.6	58,904	10.9	156,513	29.0
さいたま	460,291	225,902	49.1	6,276	1.4	94,599	20.6	43,022	9.3	90,493	19.7
千葉	394,266	175,535	44.5	8,456	2.1	77,627	19.7	39,972	10.1	92,675	23.5
横浜	1,526,933	718,963	47.1	20,061	1.3	317,310	20.8	167,479	11.0	303,121	19.9
川崎	606,284	300,740	49.6	1,226	0.2	124,114	20.5	48,765	8.0	131,438	21.7
相模原	260,490	112,013	43.0	10,988	4.2	61,008	23.4	23,108	8.9	53,372	20.5
新潟	361,444	120,133	33.2	41,235	11.4	70,716	19.6	54,856	15.2	74,504	20.6
静岡	283,561	127,078	44.8	11,968	4.2	56,947	20.1	34,951	12.3	52,618	18.6
浜松	298,972	129,150	43.2	21,505	7.2	57,668	19.3	26,922	9.0	63,726	21.3
名古屋	1,058,508	505,614	47.8	7,593	0.7	209,118	19.8	62,202	5.9	273,980	25.9
京都	732,272	252,960	34.5	50,321	6.9	165,526	22.6	87,601	12.0	175,864	24.0
大阪	1,631,983	660,088	40.4	41,891	2.6	423,725	26.0	101,857	6.2	404,423	24.8
堺	362,839	132,632	36.6	20,854	5.7	107,245	29.6	39,093	10.8	63,014	17.4
神戸	749,274	271,892	36.3	57,709	7.7	170,304	22.7	82,130	11.0	167,238	22.3
岡山	287,505	112,654	39.2	24,751	8.6	62,643	21.8	35,311	12.3	52,146	18.1
広島	576,662	205,859	35.7	34,924	6.1	144,643	25.1	71,121	12.3	120,116	20.8
北九州	549,613	156,578	28.5	50,727	9.2	118,708	21.6	101,454	18.5	122,146	22.2
福岡	798,702	284,138	35.6	30,410	3.8	171,354	21.5	76,597	9.6	236,202	29.6
熊本	313,519	98,990	31.6	33,748	10.8	83,100	26.5	44,250	14.1	53,431	17.0
計	12,677,869	5,063,276	39.9	598,095	4.7	2,861,617	22.6	1,280,559	10.1	2,874,322	22.7

- （注） 1 普通会計における決算額である。  
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。



17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円  前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、  
鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に  
あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0%  (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円  (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6%  (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合 の当該2,000万円を超える部分に 係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額 との合計額を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額  (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額  (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。  
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。



60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場 合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場 合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。  
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。  
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族                      1人    45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設(～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、



19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正による。）。平成19年度分以降については定率減税を廃止する（平成18年度改正による。）。

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。  
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。  
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度)</p> <p>年額 1,500 円</p> <p>[ 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 ]</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 27 年度～) 2% ※軽減税率は平成 26 年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 27 年度～) 2% ※軽減税率は平成 26 年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 29 年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 29 年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 (平成 29 年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 32 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>

- (注) 1 平成 27 年度欄において、所得割については、平成 23 年度改正によるもの、配当割については、平成 25 年度改正によるものである。  
2 平成 29 年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成 25 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 29 年度改正案によるものである。

30 (改正案による)	31 (改正案による)
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ (90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成32年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ただし、平成32年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成30年度欄については、平成29年度改正案によるものである。

4 平成31年度欄については、平成29年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額  法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	31
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事 業年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行  (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。





## 2. 事業税

### ① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。  
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額500万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8% 3以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% 3以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額1,000万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8% 3以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額1,000万円以上の 法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p>	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本又は出資の金額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 (3.8%)</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p>
	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 (5%)</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 4.0%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p>		
そ の 他		<p>※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 1.5% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 2.9% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 5.3% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 3.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7% (1.3%)</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.2% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 4.3% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。) の うち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 6.7% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 4.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.9% (1.3%)</p>
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	31	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 7.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 1.9%	年 800 万円超 9.6%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 2.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 3.6%	特別法人
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.6%	所 得 割
				年 400 万円以下 5%
				年 400 万円超 6.6%
			〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% 〕	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%	
			〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% 〕	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1.3%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	



## 法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした。	資本金が 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年度	17	29 (改正案による)
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
製造業			資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	1/2 を発電所の固定資産の価額 他の 1/2 を固定資産の価額	3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 ※激変緩和のため経過措置を講じた。			(発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 (送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数  昭和 57 年度改正で設けられた経過措置を廃止  ※平成 29 年度改正案公布の日以後に終了する事業年度から適用

(注) 平成 29 年度欄については、平成 29 年度改正案によるものである。

### 3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29 (改正案による)
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。  
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。  
 3 平成29年度欄については、平成29年度改正案によるものである。  
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

### 4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額することとされた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。

31
(税率) 一定税率 消費税額の78分の22 (平成31年10月～)

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合には課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合には、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27
税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。

## 5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分について は、特例措置として、1,000 本につき160円を加算。

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

## 6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41	46
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1に引き下げられた。	入場税が国税に移譲され、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町村に対して6分の1を交付	ゴルフ場 所在市町村に対して3分の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。		平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		

28	29	30	31
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	平成31年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円

47	48	52	58	平成元年度	15
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円  (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円  (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円  利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円  (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。  (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。  (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円  (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%  (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%  (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度に改められた。)	芸者の花代及びカフェ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10%  (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

## 8. 自動車税

### ①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度
税率等	<p>自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。</p> <p>（平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。）</p> <p>※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。</p>





②種別割（平成31年10月1日～）（平成31年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額		
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

年度 項目	平成 31 年度
税率等	自動車税環境性能割の導入に伴い、平成 31 年 10 月 1 日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

## 自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))	軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成
	☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成                   "           25%軽減 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成                   "           13%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。  
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。  
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車  
 4 ☆☆☆は                   "           50%以上           "  
 5 ☆☆☆は                   "           25%以上           "  
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成
	標準税率より概ね 50%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。  
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。  
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★ かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。  
2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車  
4 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低 減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成車) } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成 } " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 1 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。  
2 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

平成 29 年度	30 (改正案による)
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。  
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正案によるものである。  
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車





## 9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。  揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日ま での間適用する暫定税 率が1キロリットル当 たり32,100円とされ た。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

## 10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘90円、採掘180円）が、それぞれ3分の2（試掘60円、採掘120円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度	5
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>

年度 項目	平成20年度	21	22	25	26
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。</p> <p>自家用自動車(軽自動車を除く) 3%</p> <p>営業用自動車・軽自動車 2%</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円  (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。  入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車、軽自動車以外のもの 5%  自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

10	14	15	16	19
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が、 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。  1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。  1 第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

平成27年度	平成31年度
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。  1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける 狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける 狩猟者の登録 税率2分の1	平成31年10月1日に自動車取得税を廃止。

II 市町村税  
1. 市町村民税  
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 5% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 2% 10万円 3% 10万円 4% 10万円 5% 10万円 6% 10万円 7% 10万円 8% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 3% 10万円 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定</p> <p>3 上記1、2による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額



46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1)人口50万以上の市 年額 1,700円</p> <p>(2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円</p> <p>(3)その他の市町村 年額 700円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,200円</p> <p>(2) 年額 1,600円</p> <p>(3) 年額 1,000円</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1)長期譲渡所得(52～56年度)</p> <p>(イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度)</p> <p>(イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
- 2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
- 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55~57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額 の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円 を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万 円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税し た場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額 との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円  所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合</p> <p>Ⓐ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>Ⓑ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60 万円以下の金額 3%</p> <p>60 万円を超える金額 5%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>260 万円 " 8%</p> <p>460 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円     "     11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1)年額 3,800円 (2)年額 3,200円 (3)年額 2,600円  所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 (1)課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 5.5% (2)課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額か ら4,000万円を控除した金額の6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。  
4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。



9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%  200万円を超える金額 8%  700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率  (～平成15年度)</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 12%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%  ㊹ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額  ㊺ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割  制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率  長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得  (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%  (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%</p>

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は ② のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。  
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。  
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税 率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額  所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
- 2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
- 3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29 (改正案による)
<p>所得割  上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率  (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 27 年度～)  3%  ※軽減税率は平成 26 年度まで  (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 27 年度～)  3%  ※軽減税率は平成 26 年度まで</p>	<p>所得割  (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 29 年度～)  2%  (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 29 年度～)  2%  (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 (平成 29 年度～)  2%  (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率  長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 32 年度)  イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%  ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合  32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額  (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率  特例不適用 (～平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>

4 平成 27 年度欄については、平成 23 年度改正によるものである。

5 平成 29 年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成 25 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 29 年度改正案によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30 (改正案による)	31 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ (90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 32 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正案によるものである。  
2 平成 31 年度欄については、平成 29 年度改正案によるものである。





② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0%	12.5%	7.5%	8.1%	8.4%	8.9%
	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%			

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 ( 270,000 円)
	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超 え 10 億円以下であって、かつ、市町村 内に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人以下の法人及び資本の金額が 又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以 下の法人 年額 24,000 円 ( 40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 ( 40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 ( 100,000 円)
	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 ( 13,000 円)	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 ( 13,000 円)	(5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 48,000 円 ( 80,000 円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 ( 27,000 円)
	法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7%	※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	31
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7%</p> <p>制限税率 12.1%</p> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6.0%</p> <p>制限税率 8.4%</p> <p>※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>



## 2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公公有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m <sup>2</sup> 以下の住宅用地（200 m <sup>2</sup> を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m <sup>2</sup> までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。  
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。  
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。  
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。



6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成 6 年度から平成 8 年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成 6 年度から平成 8 年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注 3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 1 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。(注 3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講ぜられた。(注 4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成 9 年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の 80%から平成 12 年度、平成 13 年度に 75%、平成 14 年度に 70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を 12%以上（現行：25%以上）とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成 14 年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去 3 年間 15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。</li> <li>・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</li> </ul> <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

### 3. 軽自動車税

#### ①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度
税率等	<p>軽自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。</p> <p>（平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。）</p> <p>※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける軽自動車の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。</p>



②種別割（平成 32 年度～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（平成 31 年度まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税 率	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	32
税 率	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。  
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 (ニ)に掲げるものを除く。 年額 1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

### 軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29	30 (改正案による)
税率等	<p>平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入(軽減は平成28年度分の軽自動車税)</p> <p>電気軽自動車 天然ガス軽自動車</p> <p>標準税率 より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+35%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成32年度燃費基準達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+15%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 25%軽減</p> <p>軽四輪等に対する経年車重課の導入</p> <p>最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等</p> <p>標準税率 より概ね 20%重課</p>	<p>グリーン化特例(軽課)の適用期限を1年延長(平成28年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、環境性能に応じて平成29年度分の軽自動車税を軽減)</p>	<p>グリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長(平成29年度・30年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、環境性能に応じて取得の翌年度の軽自動車税を軽減)</p> <p>電気軽自動車 天然ガス軽自動車</p> <p>標準税率 より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車かつ平成32年度燃費基準+30%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+35%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車かつ平成32年度燃費基準+10%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+15%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 25%軽減</p>

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成26年度改正によるものである。  
2 グリーン化特例(軽課)の導入については、平成27年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上低減達成車。  
4 平成30年度欄については、平成29年度改正案によるものである。

#### 4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	31
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	平成31年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,262円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。



61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

### 5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

### 6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすること ができることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6%  免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

## 7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

## 8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和 48 年度から、B農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。  
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

## 9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。  低所得者に対し て課する国民健 康保険税を減額 することとされ た。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。  
2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。  
3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

## 1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

## ① 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- ・ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額
- ・ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ・ 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- ・ 保険事業に要する費用の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

## ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額
- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

## 2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

## ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

## ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

## 3 標準介護納付金課税総額が①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

## ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

## ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額





10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税率等	<p>鉱産税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広告税 税率 10%</p> <p>接客人税 1人月額 100円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月200万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%</p>

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税率等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに、昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡(特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡)に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税率等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   5,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p>  従業者割   従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   6,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成27年度）

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,412,799	670,899	27.8	101,950	4.2	648,685	26.9		
青森県	696,313	165,247	23.7	24,478	3.5	223,998	32.2		
岩手県	1,131,942	154,092	13.6	25,008	2.2	298,719	26.4		
宮城県	1,429,771	326,448	22.8	40,630	2.8	231,450	16.2		
秋田県	610,635	114,129	18.7	20,245	3.3	193,802	31.7		
山形県	580,197	127,974	22.1	22,069	3.8	179,743	31.0		
福島県	2,042,006	270,253	13.2	37,123	1.8	266,136	13.0		
茨城県	1,140,553	395,376	34.7	51,537	4.5	207,213	18.2		
栃木県	772,181	287,157	37.2	36,032	4.7	122,682	15.9		
群馬県	761,605	278,320	36.5	36,050	4.7	123,622	16.2		
埼玉県	1,721,513	868,873	50.5	109,946	6.4	203,877	11.8		
千葉県	1,703,674	781,514	45.9	93,579	5.5	179,758	10.6		
東京都	7,186,288	5,162,436	71.8	271,981	3.8	-	-		
神奈川県	2,027,344	1,253,326	61.8	138,647	6.8	100,896	5.0		
新潟県	1,093,292	296,536	27.1	43,758	4.0	269,476	24.6		
富山県	516,078	148,195	28.7	20,967	4.1	128,613	24.9		
石川県	534,389	161,766	30.3	22,114	4.1	127,048	23.8		
福井県	458,480	121,280	26.5	15,543	3.4	131,397	28.7		
山梨県	477,817	118,974	24.9	15,629	3.3	133,192	27.9		
長野県	838,589	275,555	32.9	39,660	4.7	210,557	25.1		
岐阜県	788,290	267,335	33.9	37,409	4.7	173,939	22.1		
静岡県	1,166,550	551,369	47.3	65,834	5.6	151,525	13.0		
愛知県	2,298,341	1,260,277	54.8	133,421	5.8	79,655	3.5		
三重県	693,635	250,284	36.1	33,272	4.8	135,203	19.5		
滋賀県	506,783	183,436	36.2	24,888	4.9	113,935	22.5		
京都府	939,460	337,877	36.0	44,764	4.8	171,556	18.3		
大阪府	2,846,805	1,284,042	45.1	158,162	5.6	282,560	9.9		
兵庫県	1,969,912	714,337	36.3	91,500	4.6	303,131	15.4		
奈良県	505,930	147,351	29.1	21,640	4.3	153,107	30.3		
和歌山県	562,969	107,188	19.0	17,563	3.1	167,641	29.8		
鳥取県	355,717	64,476	18.1	11,332	3.2	138,774	39.0		
島根県	519,007	80,873	15.6	14,406	2.8	184,665	35.6		
岡山県	732,411	243,358	33.2	34,218	4.7	167,037	22.8		
広島県	941,890	380,256	40.4	51,178	5.4	183,962	19.5		
山口県	651,005	174,358	26.8	26,319	4.0	170,846	26.2		
徳島県	492,516	93,453	19.0	14,296	2.9	145,986	29.6		
香川県	445,904	134,925	30.3	18,157	4.1	111,003	24.9		
愛媛県	630,761	163,947	26.0	25,744	4.1	167,238	26.5		
高知県	461,271	79,864	17.3	14,230	3.1	175,059	38.0		
福岡県	1,704,633	640,728	37.6	86,520	5.1	270,730	15.9		
佐賀県	456,141	99,766	21.9	15,224	3.3	143,990	31.6		
長崎県	686,001	141,948	20.7	24,364	3.6	219,884	32.1		
熊本県	761,646	197,713	26.0	31,171	4.1	217,588	28.6		
大分県	561,267	132,031	23.5	22,021	3.9	172,206	30.7		
宮崎県	692,216	121,154	17.5	20,548	3.0	183,495	26.5		
鹿児島県	798,319	175,527	22.0	30,543	3.8	269,738	33.8		
沖縄県	745,035	136,370	18.3	22,169	3.0	210,383	28.2		
合 計	52,049,884	20,142,594	38.7	2,257,839	4.3	8,845,703	17.0		

- (注) 1 人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
348,394	14.4	354,732	14.7	288,139	11.9	46	42	1,165,919	53	北海道
105,429	15.1	67,446	9.7	109,715	15.8	13	10	328,887	15	青森県
207,456	18.3	75,364	6.7	371,303	32.8	22	10	337,194	15	岩手県
281,171	19.7	71,323	5.0	478,749	33.5	27	18	390,524	18	宮城県
70,116	11.5	79,698	13.1	132,645	21.7	12	8	281,519	13	秋田県
65,926	11.4	74,847	12.9	109,638	18.9	11	9	278,954	13	山形県
584,533	28.6	110,583	5.4	773,378	37.9	39	15	394,644	18	福島県
126,233	11.1	157,219	13.8	202,975	17.8	22	23	482,971	22	茨城県
89,197	11.6	84,086	10.9	153,027	19.8	15	16	341,098	16	栃木県
93,522	12.3	100,365	13.2	129,726	17.0	15	16	339,383	16	群馬県
166,832	9.7	237,327	13.8	134,658	7.8	33	57	876,154	40	埼玉県
171,313	10.1	191,144	11.2	286,366	16.8	33	49	780,736	36	千葉県
375,815	5.2	156,201	2.2	1,219,855	17.0	138	105	1,992,376	91	東京都
178,108	8.8	193,778	9.6	162,589	8.0	39	71	1,047,374	48	神奈川県
144,385	13.2	159,043	14.5	180,094	16.5	21	18	492,013	22	新潟県
56,754	11.0	64,394	12.5	97,155	18.8	10	8	242,169	11	富山県
62,993	11.8	77,852	14.6	82,616	15.5	10	9	249,247	11	石川県
78,802	17.2	58,563	12.8	52,895	11.5	9	6	214,070	10	福井県
58,718	12.3	60,050	12.6	91,254	19.1	9	7	217,200	10	山梨県
107,627	12.8	100,663	12.0	104,527	12.5	16	17	417,135	19	長野県
93,593	11.9	122,984	15.6	93,030	11.8	15	16	373,045	17	岐阜県
129,721	11.1	148,575	12.7	119,526	10.2	22	29	565,358	26	静岡県
207,446	9.0	262,594	11.4	354,948	15.4	44	59	1,061,926	49	愛知県
78,206	11.3	128,424	18.5	68,246	9.8	13	14	333,771	15	三重県
56,606	11.2	73,812	14.6	54,106	10.7	10	11	257,114	12	滋賀県
88,250	9.4	134,329	14.3	162,684	17.3	18	20	419,670	19	京都府
249,086	8.7	289,182	10.2	583,773	20.5	55	69	1,211,973	55	大阪府
193,849	9.8	285,087	14.5	382,008	19.4	38	44	838,118	38	兵庫県
65,058	12.9	73,383	14.5	45,391	9.0	10	11	263,025	12	奈良県
72,305	12.8	79,893	14.2	118,379	21.0	11	8	249,331	11	和歌山県
48,585	13.7	45,441	12.8	47,109	13.2	7	5	187,461	9	鳥取県
73,802	14.2	64,371	12.4	100,890	19.4	10	5	245,938	11	島根県
72,684	9.9	88,995	12.2	126,119	17.2	14	15	347,577	16	岡山県
108,149	11.5	118,828	12.6	99,517	10.6	18	22	470,306	21	広島県
83,416	12.8	92,326	14.2	103,740	15.9	13	11	307,015	14	山口県
54,430	11.1	51,673	10.5	132,678	26.9	9	6	220,506	10	徳島県
43,818	9.8	57,144	12.8	80,857	18.1	9	8	212,099	10	香川県
77,095	12.2	81,192	12.9	115,545	18.3	12	11	290,864	13	愛媛県
74,979	16.3	67,196	14.6	49,943	10.8	9	6	234,787	11	高知県
205,151	12.0	244,624	14.4	256,880	15.1	33	40	749,859	34	福岡県
57,453	12.6	54,989	12.1	84,719	18.6	9	7	218,899	10	佐賀県
110,697	16.1	97,152	14.2	91,956	13.4	13	11	327,594	15	長崎県
116,211	15.3	99,458	13.1	99,505	13.1	15	14	364,743	17	熊本県
80,212	14.3	70,460	12.6	84,337	15.0	11	9	273,585	13	大分県
78,060	11.3	61,796	8.9	227,163	32.8	13	9	275,820	13	宮崎県
133,591	16.7	101,360	12.7	87,560	11.0	15	13	401,478	18	鹿児島県
238,584	32.0	58,139	7.8	79,390	10.7	14	11	307,715	14	沖縄県
6,264,362	12.0	5,528,081	10.6	9,011,305	17.3	1,000	1,000	21,879,145	1,000	合計

## 19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成27年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	670,899	696,841	1,367,740
青	森	県	165,247	147,531	312,778
岩	手	県	154,092	147,967	302,058
宮	城	県	326,448	331,131	657,579
秋	田	県	114,129	110,982	225,111
山	形	県	127,974	132,499	260,474
福	島	県	270,253	259,293	529,546
茨	城	県	395,376	430,093	825,469
栃	木	県	287,157	309,271	596,428
群	馬	県	278,320	303,083	581,404
埼	玉	県	868,873	1,092,606	1,961,479
千	葉	県	781,514	973,860	1,755,374
東	京	都	3,042,082	3,857,420	6,899,503
神	奈	川	1,253,326	1,673,178	2,926,504
新	潟	県	296,536	325,095	621,631
富	山	県	148,195	163,307	311,502
石	川	県	161,766	175,487	337,253
福	井	県	121,280	125,991	247,271
山	梨	県	118,974	122,382	241,356
長	野	県	275,555	294,735	570,291
岐	阜	県	267,335	294,387	561,722
静	岡	県	551,369	629,817	1,181,186
愛	知	県	1,260,277	1,449,480	2,709,757
三	重	県	250,284	278,351	528,635
滋	賀	県	183,436	214,366	397,803
京	都	府	337,877	404,316	742,193
大	阪	府	1,284,042	1,560,426	2,844,468
兵	庫	県	714,337	894,977	1,609,313
奈	良	県	147,351	169,729	317,080
和	歌	山	107,188	124,647	231,835
鳥	取	県	64,476	65,221	129,697
鳥	根	県	80,873	83,755	164,628
岡	山	県	243,358	282,759	526,117
広	島	県	380,256	440,508	820,764
山	口	県	174,358	193,377	367,735
徳	島	県	93,453	99,092	192,545
香	川	県	134,925	133,419	268,344
愛	媛	県	163,947	179,944	343,892
高	知	県	79,864	83,158	163,022
福	岡	県	640,728	733,033	1,373,761
佐	賀	県	99,766	98,312	198,078
長	崎	県	141,948	156,219	298,166
熊	本	県	197,713	206,750	404,463
大	分	県	132,031	150,231	282,261
宮	崎	県	121,154	127,253	248,407
鹿	児	島	175,527	190,883	366,411
沖	縄	県	136,370	159,161	295,531
合		計	18,022,240	21,076,323	39,098,563

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方



人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
124,213	88.3	129,016	78.4	253,228	82.9	北海道
123,460	87.7	110,224	67.0	233,684	76.5	青森県
119,500	84.9	114,750	69.7	234,250	76.7	岩手県
140,440	99.8	142,455	86.6	282,895	92.7	宮城県
109,422	77.8	106,405	64.7	215,827	70.7	秋田県
113,296	80.5	117,302	71.3	230,597	75.5	山形県
138,329	98.3	132,719	80.6	271,048	88.8	福島県
133,113	94.6	144,801	88.0	277,914	91.0	茨城県
143,660	102.1	154,723	94.0	298,383	97.7	栃木県
138,791	98.6	151,140	91.8	289,931	95.0	群馬県
118,643	84.3	149,193	90.7	267,837	87.7	埼玉県
124,725	88.6	155,422	94.4	280,147	91.8	千葉県
226,761	161.1	287,538	174.7	514,299	168.5	東京都
137,183	97.5	183,138	111.3	320,321	104.9	神奈川県
127,848	90.8	140,161	85.2	268,010	87.8	新潟県
137,197	97.5	151,188	91.9	288,385	94.5	富山県
139,810	99.3	151,669	92.2	291,478	95.5	石川県
151,748	107.8	157,642	95.8	309,390	101.3	福井県
140,005	99.5	144,015	87.5	284,020	93.0	山梨県
128,905	91.6	137,877	83.8	266,782	87.4	長野県
128,762	91.5	141,791	86.2	270,554	88.6	岐阜県
146,228	103.9	167,033	101.5	313,260	102.6	静岡県
167,821	119.3	193,016	117.3	360,837	118.2	愛知県
135,286	96.1	150,458	91.4	285,744	93.6	三重県
129,193	91.8	150,977	91.7	280,170	91.8	滋賀県
131,222	93.2	157,025	95.4	288,248	94.4	京都府
144,836	102.9	176,011	106.9	320,847	105.1	大阪府
127,082	90.3	159,218	96.7	286,299	93.8	兵庫県
106,175	75.4	122,299	74.3	228,474	74.8	奈良県
107,800	76.6	125,360	76.2	233,160	76.4	和歌山県
111,297	79.1	112,584	68.4	223,882	73.3	鳥取県
115,303	81.9	119,413	72.6	234,716	76.9	島根県
125,846	89.4	146,221	88.8	272,067	89.1	岡山県
132,808	94.4	153,851	93.5	286,659	93.9	広島県
122,806	87.3	136,202	82.8	259,008	84.8	山口県
121,359	86.2	128,682	78.2	250,040	81.9	徳島県
134,633	95.7	133,129	80.9	267,762	87.7	香川県
115,782	82.3	127,079	77.2	242,862	79.5	愛媛県
107,916	76.7	112,367	68.3	220,283	72.2	高知県
125,082	88.9	143,102	87.0	268,184	87.8	福岡県
118,423	84.2	116,697	70.9	235,119	77.0	佐賀県
101,095	71.8	111,259	67.6	212,353	69.6	長崎県
109,213	77.6	114,205	69.4	223,418	73.2	熊本県
111,516	79.2	126,888	77.1	238,404	78.1	大分県
107,399	76.3	112,805	68.5	220,203	72.1	宮崎県
104,511	74.3	113,655	69.1	218,166	71.5	鹿児島県
93,325	66.3	108,922	66.2	202,248	66.2	沖縄県
140,726	100.0	164,574	100.0	305,300	100.0	合計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成27年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	167,211	30,958	75.3	20,762	3,844	58.4	187,973	34,802	72.9
青森県	33,300	24,879	60.5	4,249	3,175	48.2	37,549	28,054	58.8
岩手県	35,418	27,467	66.8	5,491	4,258	64.7	40,909	31,725	66.5
宮城県	80,338	34,562	84.0	14,868	6,396	97.1	95,206	40,958	85.8
秋田県	25,876	24,809	60.3	3,822	3,664	55.6	29,698	28,473	59.7
山形県	31,949	28,284	68.8	4,277	3,786	57.5	36,225	32,070	67.2
福島県	61,985	31,727	77.1	10,440	5,344	81.1	72,425	37,071	77.7
茨城県	108,883	36,658	89.1	14,940	5,030	76.4	123,823	41,688	87.4
栃木県	72,666	36,353	88.4	12,020	6,014	91.3	84,686	42,367	88.8
群馬県	70,626	35,219	85.6	12,872	6,419	97.5	83,498	41,638	87.3
埼玉県	311,206	42,495	103.3	27,964	3,818	58.0	339,169	46,313	97.1
千葉県	281,275	44,890	109.1	25,360	4,047	61.4	306,635	48,937	102.6
東京都	918,275	68,450	166.4	244,039	18,191	276.2	1,162,314	86,641	181.6
神奈川県	481,330	52,684	128.1	46,083	5,044	76.6	527,412	57,728	121.0
新潟県	71,470	30,814	74.9	10,992	4,739	72.0	82,462	35,553	74.5
富山県	39,945	36,980	89.9	5,841	5,407	82.1	45,785	42,388	88.8
石川県	42,088	36,376	88.4	7,039	6,084	92.4	49,127	42,459	89.0
福井県	28,295	35,403	86.1	4,731	5,919	89.9	33,026	41,322	86.6
山梨県	28,895	34,002	82.7	6,252	7,357	111.7	35,146	41,359	86.7
長野県	71,491	33,443	81.3	10,278	4,808	73.0	81,769	38,252	80.2
岐阜県	74,700	35,979	87.5	9,884	4,761	72.3	84,585	40,740	85.4
静岡県	151,567	40,197	97.7	19,980	5,299	80.5	171,547	45,496	95.4
愛知県	361,749	48,171	117.1	66,784	8,893	135.0	428,533	57,064	119.6
三重県	71,819	38,820	94.4	8,946	4,836	73.4	80,765	43,656	91.5
滋賀県	54,063	38,076	92.6	7,460	5,254	79.8	61,523	43,330	90.8
京都府	101,701	39,498	96.0	13,847	5,378	81.7	115,548	44,876	94.1
大阪府	355,128	40,057	97.4	75,529	8,519	129.4	430,657	48,577	101.8
兵庫県	236,249	42,029	102.2	24,563	4,370	66.4	260,812	46,399	97.2
奈良県	55,283	39,834	96.9	3,697	2,664	40.4	58,980	42,498	89.1
和歌山県	31,303	31,482	76.5	3,433	3,452	52.4	34,736	34,935	73.2
鳥取県	16,347	28,219	68.6	2,136	3,687	56.0	18,484	31,906	66.9
島根県	20,429	29,126	70.8	2,857	4,073	61.8	23,286	33,199	69.6
岡山県	67,588	34,951	85.0	9,609	4,969	75.4	77,197	39,920	83.7
広島県	108,425	37,868	92.1	15,984	5,583	84.8	124,409	43,451	91.1
山口県	47,225	33,262	80.9	6,549	4,612	70.0	53,774	37,875	79.4
徳島県	25,219	32,749	79.6	3,534	4,589	69.7	28,753	37,339	78.3
香川県	34,852	34,777	84.6	6,053	6,040	91.7	40,906	40,817	85.5
愛媛県	42,106	29,736	72.3	6,754	4,770	72.4	48,860	34,506	72.3
高知県	21,274	28,746	69.9	2,757	3,725	56.6	24,030	32,471	68.1
福岡県	175,630	34,286	83.4	26,389	5,152	78.2	202,019	39,438	82.7
佐賀県	23,561	27,968	68.0	3,210	3,810	57.8	26,771	31,777	66.6
長崎県	38,492	27,414	66.7	5,047	3,594	54.6	43,539	31,008	65.0
熊本県	50,089	27,668	67.3	6,702	3,702	56.2	56,792	31,371	65.7
大分県	33,210	28,050	68.2	4,746	4,008	60.9	37,956	32,058	67.2
宮崎県	28,696	25,438	61.9	3,685	3,266	49.6	32,381	28,704	60.2
鹿児島県	43,092	25,657	62.4	5,962	3,550	53.9	49,054	29,207	61.2
沖縄県	34,751	23,782	57.8	5,051	3,457	52.5	39,802	27,239	57.1
合計	5,267,068	41,128	100.0	843,467	6,586	100.0	6,110,535	47,714	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。  
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。  
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,375	810	53.5	91,255	16,895	61.7	95,630	17,705	61.2	北海道		
893	667	44.1	20,111	15,026	54.8	21,005	15,693	54.3	青森県		
1,255	973	64.3	22,023	17,079	62.3	23,277	18,052	62.4	岩手県		
3,190	1,373	90.7	63,603	27,362	99.8	66,793	28,735	99.4	宮城県		
761	729	48.2	15,132	14,508	52.9	15,893	15,238	52.7	秋田県		
1,032	914	60.4	17,417	15,419	56.3	18,449	16,333	56.5	山形県		
2,700	1,382	91.3	54,256	27,771	101.3	56,956	29,153	100.8	福島県		
2,970	1,000	66.1	67,144	22,606	82.5	70,114	23,606	81.6	茨城県		
1,949	975	64.4	51,901	25,965	94.7	53,850	26,940	93.2	栃木県		
1,912	953	62.9	52,669	26,265	95.8	54,581	27,218	94.1	群馬県		
12,207	1,667	110.1	113,702	15,526	56.7	125,909	17,193	59.5	埼玉県		
7,510	1,199	79.2	112,537	17,960	65.5	120,047	19,159	66.3	千葉県		
49,153	3,664	242.0	892,771	66,548	242.8	941,924	70,212	242.8	東京都		
18,106	1,982	130.9	213,021	23,316	85.1	231,127	25,298	87.5	神奈川県		
2,104	907	59.9	53,823	23,205	84.7	55,927	24,112	83.4	新潟県		
1,149	1,063	70.2	25,607	23,707	86.5	26,756	24,770	85.7	富山県		
1,377	1,190	78.6	29,026	25,086	91.5	30,403	26,276	90.9	石川県		
832	1,041	68.8	24,598	30,777	112.3	25,430	31,818	110.0	福井県		
1,001	1,178	77.8	24,316	28,614	104.4	25,316	29,792	103.0	山梨県		
1,710	800	52.8	45,546	21,307	77.8	47,256	22,106	76.4	長野県		
2,446	1,178	77.8	42,222	20,336	74.2	44,668	21,515	74.4	岐阜県		
5,520	1,464	96.7	107,991	28,640	104.5	113,512	30,104	104.1	静岡県		
12,853	1,712	113.1	298,747	39,782	145.2	311,601	41,493	143.5	愛知県		
2,086	1,128	74.5	44,568	24,091	87.9	46,654	25,218	87.2	三重県		
1,381	973	64.3	33,867	23,852	87.0	35,248	24,825	85.8	滋賀県		
3,733	1,450	95.8	59,506	23,110	84.3	63,238	24,560	84.9	京都府		
14,652	1,653	109.2	293,379	33,092	120.8	308,032	34,745	120.2	大阪府		
6,770	1,204	79.5	121,113	21,546	78.6	127,883	22,751	78.7	兵庫県		
1,263	910	60.1	14,636	10,546	38.5	15,899	11,456	39.6	奈良県		
1,037	1,043	68.9	14,649	14,733	53.8	15,685	15,775	54.6	和歌山県		
418	722	47.7	9,120	15,743	57.4	9,539	16,465	56.9	鳥取県		
642	915	60.4	13,601	19,391	70.8	14,242	20,306	70.2	島根県		
1,688	873	57.7	40,019	20,695	75.5	41,707	21,568	74.6	岡山県		
3,718	1,298	85.7	68,025	23,758	86.7	71,742	25,057	86.6	広島県		
1,501	1,057	69.8	29,755	20,958	76.5	31,256	22,014	76.1	山口県		
542	703	46.4	16,147	20,969	76.5	16,689	21,672	74.9	徳島県		
829	828	54.7	25,043	24,989	91.2	25,873	25,817	89.3	香川県		
1,178	832	55.0	28,065	19,820	72.3	29,242	20,651	71.4	愛媛県		
767	1,037	68.5	10,893	14,719	53.7	11,660	15,755	54.5	高知県		
6,425	1,254	82.8	108,158	21,115	77.1	114,583	22,369	77.4	福岡県		
859	1,020	67.4	15,019	17,828	65.1	15,879	18,848	65.2	佐賀県		
1,262	899	59.4	18,742	13,348	48.7	20,004	14,247	49.3	長崎県		
1,504	831	54.9	26,270	14,511	53.0	27,774	15,342	53.1	熊本県		
977	825	54.5	19,957	16,856	61.5	20,934	17,681	61.1	大分県		
1,041	923	61.0	16,755	14,852	54.2	17,796	15,775	54.6	宮崎県		
1,236	736	48.6	22,583	13,446	49.1	23,819	14,182	49.0	鹿児島県		
1,368	936	61.8	20,217	13,836	50.5	21,585	14,772	51.1	沖縄県		
193,883	1,514	100.0	3,509,505	27,404	100.0	3,703,388	28,918	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成27年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道			220,967	40,911	105.3	15,310	2,835	96.4
青森県			50,281	37,566	96.7	2,302	1,720	58.5
岩手県			48,296	37,454	96.4	2,554	1,981	67.3
宮城県			89,062	38,315	98.6	6,239	2,684	91.2
秋田県			41,354	39,649	102.1	1,625	1,558	53.0
山形県			42,502	37,627	96.9	2,233	1,977	67.2
福島県			74,618	38,193	98.3	3,942	2,018	68.6
茨城県			101,884	34,302	88.3	6,090	2,050	69.7
栃木県			78,935	39,490	101.7	5,311	2,657	90.3
群馬県			77,821	38,807	99.9	4,976	2,481	84.3
埼玉県			235,299	32,130	82.7	18,783	2,565	87.2
千葉県			203,249	32,437	83.5	17,589	2,807	95.4
東京都			679,291	50,635	130.4	77,660	5,789	196.8
神奈川県			317,670	34,771	89.5	25,027	2,739	93.1
新潟県			88,518	38,163	98.3	5,158	2,224	75.6
富山県			42,834	39,655	102.1	2,173	2,011	68.4
石川県			47,812	41,323	106.4	2,614	2,259	76.8
福井県			32,215	40,308	103.8	1,652	2,067	70.3
山梨県			33,879	39,868	102.6	1,832	2,156	73.3
長野県			86,585	40,504	104.3	4,265	1,995	67.8
岐阜県			77,770	37,458	96.4	4,736	2,281	77.5
静岡県			153,019	40,582	104.5	10,502	2,785	94.7
愛知県			304,733	40,579	104.5	21,382	2,847	96.8
三重県			63,413	34,277	88.2	3,930	2,124	72.2
滋賀県			48,486	34,148	87.9	3,664	2,580	87.7
京都府			105,210	40,861	105.2	8,630	3,352	113.9
大阪府			363,867	41,043	105.7	35,816	4,040	137.3
兵庫県			194,828	34,660	89.2	16,025	2,851	96.9
奈良県			44,793	32,275	83.1	2,420	1,744	59.3
和歌山県			34,824	35,023	90.2	2,178	2,190	74.4
鳥取県			22,467	38,782	99.8	834	1,440	48.9
島根県			26,468	37,736	97.2	1,251	1,784	60.6
岡山県			71,903	37,182	95.7	4,132	2,137	72.6
広島県			113,260	39,557	101.8	7,519	2,626	89.3
山口県			51,627	36,363	93.6	2,723	1,918	65.2
徳島県			28,696	37,265	95.9	1,488	1,932	65.7
香川県			40,726	40,638	104.6	2,385	2,380	80.9
愛媛県			52,671	37,197	95.8	2,992	2,113	71.8
高知県			28,670	38,740	99.7	1,163	1,571	53.4
福岡県			199,877	39,020	100.5	15,344	2,996	101.8
佐賀県			32,069	38,066	98.0	1,581	1,876	63.8
長崎県			53,310	37,967	97.7	2,372	1,690	57.4
熊本県			69,931	38,629	99.5	4,125	2,278	77.4
大分県			44,480	37,569	96.7	3,095	2,614	88.9
宮崎県			43,938	38,949	100.3	2,036	1,804	61.3
鹿児島県			63,604	37,871	97.5	3,501	2,085	70.9
沖縄県			46,484	31,812	81.9	3,600	2,464	83.8
合 計			4,974,195	38,841	100.0	376,758	2,942	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
7,848	1,453	121.6	1,735	321	86.5	76,606	14,183	117.7	北海道
1,787	1,335	111.7	161	120	32.3	16,639	12,431	103.2	青森県
1,568	1,216	101.8	302	234	63.1	17,753	13,767	114.3	岩手県
3,147	1,354	113.3	764	329	88.7	32,870	14,141	117.4	宮城県
1,219	1,168	97.7	181	174	46.9	13,830	13,260	110.1	秋田県
1,228	1,088	91.0	131	116	31.3	16,062	14,219	118.0	山形県
2,757	1,411	118.1	674	345	93.0	30,544	15,634	129.8	福島県
3,785	1,274	106.6	2,825	951	256.3	50,444	16,983	141.0	茨城県
2,493	1,247	104.4	2,434	1,218	328.3	35,157	17,589	146.0	栃木県
2,429	1,211	101.3	1,319	658	177.4	34,254	17,081	141.8	群馬県
8,074	1,103	92.3	2,249	307	82.7	85,633	11,693	97.1	埼玉県
7,080	1,130	94.6	4,498	718	193.5	74,664	11,916	98.9	千葉県
17,859	1,331	111.4	644	48	12.9	105,603	7,872	65.3	東京都
9,658	1,057	88.5	1,597	175	47.2	92,395	10,113	83.9	神奈川県
2,617	1,128	94.4	584	252	67.9	31,833	13,724	113.9	新潟県
1,224	1,133	94.8	348	322	86.8	17,019	15,756	130.8	富山県
1,401	1,211	101.3	581	502	135.3	17,433	15,067	125.1	石川県
918	1,149	96.2	269	337	90.8	11,975	14,983	124.4	福井県
1,046	1,230	102.9	785	924	249.1	12,924	15,208	126.2	山梨県
2,255	1,055	88.3	917	429	115.6	32,072	15,003	124.5	長野県
2,167	1,044	87.4	1,839	886	238.8	31,863	15,347	127.4	岐阜県
4,272	1,133	94.8	2,619	694	187.1	54,358	14,416	119.7	静岡県
8,728	1,162	97.2	1,594	212	57.1	114,519	15,250	126.6	愛知県
2,115	1,143	95.6	1,855	1,003	270.4	27,519	14,875	123.5	三重県
1,567	1,104	92.4	1,119	788	212.4	18,027	12,697	105.4	滋賀県
2,811	1,092	91.4	829	322	86.8	25,261	9,811	81.4	京都府
12,200	1,376	115.1	1,524	172	46.4	78,115	8,811	73.1	大阪府
5,809	1,033	86.4	3,896	693	186.8	61,398	10,923	90.7	兵庫県
1,274	918	76.8	917	661	178.2	15,452	11,134	92.4	奈良県
1,172	1,179	98.7	373	375	101.1	11,229	11,293	93.7	和歌山県
642	1,108	92.7	106	183	49.3	6,969	12,030	99.9	鳥取県
707	1,009	84.4	143	204	55.0	8,071	11,507	95.5	島根県
2,181	1,128	94.4	766	396	106.7	25,511	13,192	109.5	岡山県
3,141	1,097	91.8	779	272	73.3	33,158	11,581	96.1	広島県
1,580	1,113	93.1	534	376	101.3	17,819	12,550	104.2	山口県
874	1,135	95.0	274	356	96.0	10,201	13,247	110.0	徳島県
1,159	1,157	96.8	377	376	101.3	13,069	13,040	108.2	香川県
1,546	1,092	91.4	476	336	90.6	15,680	11,073	91.9	愛媛県
889	1,201	100.5	249	337	90.8	7,796	10,534	87.4	高知県
6,498	1,269	106.2	1,048	205	55.3	58,581	11,436	94.9	福岡県
1,075	1,275	106.7	294	349	94.1	10,165	12,066	100.2	佐賀県
1,656	1,180	98.7	309	220	59.3	12,789	9,109	75.6	長崎県
2,101	1,160	97.1	605	334	90.0	21,379	11,809	98.0	熊本県
1,405	1,186	99.2	358	302	81.4	14,112	11,919	98.9	大分県
1,345	1,193	99.8	482	427	115.1	13,064	11,581	96.1	宮崎県
1,902	1,133	94.8	406	242	65.2	17,728	10,555	87.6	鹿児島県
1,814	1,241	103.8	770	527	142.0	13,262	9,076	75.3	沖縄県
153,023	1,195	100.0	47,538	371	100.0	1,542,803	12,047	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成27年度）

都道府県			釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
			税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り	
				税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数
北 海 道	29	5	166.7	960	178	988.9	6,527	1,209	112.8		
青 森 県	3	2	66.7	592	442	2,455.6	1,455	1,087	101.4		
岩 手 県	17	13	433.3	-	-	-	1,512	1,173	109.4		
宮 城 県	3	1	33.3	-	-	-	2,873	1,236	115.3		
秋 田 県	16	15	500.0	-	-	-	1,241	1,190	111.0		
山 形 県	4	4	133.3	-	-	-	1,268	1,122	104.7		
福 島 県	12	6	200.0	383	196	1,088.9	2,631	1,347	125.7		
茨 城 県	4	1	33.3	-	-	-	3,395	1,143	106.6		
栃 木 県	7	4	133.3	-	-	-	2,480	1,241	115.8		
群 馬 県	2	1	33.3	-	-	-	2,716	1,354	126.3		
埼 玉 県	5	1	33.3	-	-	-	7,491	1,023	95.4		
千 葉 県	41	6	200.0	-	-	-	6,107	975	91.0		
東 京 都	2	0.0	0.0	-	-	-	13,836	1,031	96.2		
神 奈 川 県	0	0.0	0.0	-	-	-	9,214	1,009	94.1		
新 潟 県	50	21	700.0	-	-	-	2,643	1,139	106.3		
富 山 県	1	1	33.3	-	-	-	1,273	1,179	110.0		
石 川 県	0	0.0	0.0	-	-	-	1,430	1,236	115.3		
福 井 県	2	3	100.0	-	-	-	993	1,243	116.0		
山 梨 県	0	0.0	0.0	-	-	-	963	1,134	105.8		
長 野 県	3	1	33.3	-	-	-	2,874	1,345	125.5		
岐 阜 県	15	7	233.3	-	-	-	2,662	1,282	119.6		
静 岡 県	4	1	33.3	-	-	-	4,487	1,190	111.0		
愛 知 県	3	0.0	0.0	326	43	238.9	11,645	1,551	144.7		
三 重 県	3	2	66.7	-	-	-	2,481	1,341	125.1		
滋 賀 県	7	5	166.7	-	-	-	1,624	1,144	106.7		
京 都 府	1	0.0	0.0	-	-	-	2,595	1,008	94.0		
大 阪 府	0	0.0	0.0	-	-	-	8,120	916	85.4		
兵 庫 県	6	1	33.3	-	-	-	5,645	1,004	93.7		
奈 良 県	1	1	33.3	-	-	-	1,262	909	84.8		
和 歌 山 県	0	0.0	0.0	-	-	-	1,021	1,027	95.8		
鳥 取 県	1	1	33.3	-	-	-	550	949	88.5		
島 根 県	1	2	66.7	-	-	-	656	935	87.2		
岡 山 県	11	6	200.0	-	-	-	1,974	1,021	95.2		
広 島 県	5	2	66.7	-	-	-	2,923	1,021	95.2		
山 口 県	8	5	166.7	-	-	-	1,518	1,069	99.7		
徳 島 県	1	2	66.7	-	-	-	685	889	82.9		
香 川 県	0	0.0	0.0	-	-	-	956	954	89.0		
愛 媛 県	4	2	66.7	-	-	-	1,147	810	75.6		
高 知 県	7	9	300.0	-	-	-	588	795	74.2		
福 岡 県	5	1	33.3	-	-	-	4,848	946	88.2		
佐 賀 県	0	0.0	0.0	-	-	-	676	802	74.8		
長 崎 県	4	3	100.0	-	-	-	913	650	60.6		
熊 本 県	8	5	166.7	-	-	-	1,429	790	73.7		
大 分 県	10	9	300.0	-	-	-	1,000	845	78.8		
宮 崎 県	6	6	200.0	-	-	-	899	797	74.3		
鹿 児 島 県	8	5	166.7	-	-	-	1,208	719	67.1		
沖 縄 県	7	5	166.7	-	-	-	864	591	55.1		
合 計	327	3	100.0	2,261	18	100.0	137,298	1,072	100.0		

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
55,447	10,266	142.2	56	10	142.9	1,811	335	88.4	北 海 道
13,737	10,263	142.1	7	5	71.4	19,730	14,741	3,889.4	青 森 県
17,811	13,813	191.3	15	11	157.1	77	60	15.8	岩 手 県
29,095	12,517	173.4	16	7	100.0	380	163	43.0	宮 城 県
8,814	8,451	117.0	5	4	57.1	254	243	64.1	秋 田 県
9,699	8,586	118.9	7	6	85.7	166	147	38.8	山 形 県
24,692	12,638	175.0	25	13	185.7	595	304	80.2	福 島 県
31,740	10,686	148.0	47	16	228.6	1,226	413	109.0	茨 城 県
21,773	10,893	150.9	30	15	214.3	-	-	-	栃 木 県
16,699	8,328	115.3	26	13	185.7	-	-	-	群 馬 県
46,239	6,314	87.5	22	3	42.9	0	0	0.0	埼 玉 県
41,570	6,634	91.9	35	6	85.7	-	-	-	千 葉 県
40,869	3,046	42.2	4	0.0	0.0	2,076	155	40.9	東 京 都
39,208	4,292	59.4	17	2	28.6	-	-	-	神 奈 川 県
23,380	10,080	139.6	16	7	100.0	3,349	1,444	381.0	新 潟 県
10,775	9,976	138.2	7	7	100.0	-	-	-	富 山 県
10,183	8,801	121.9	11	9	128.6	770	666	175.7	石 川 県
7,670	9,597	132.9	13	16	228.6	7,117	8,905	2,349.6	福 井 県
7,062	8,310	115.1	20	23	328.6	-	-	-	山 梨 県
17,533	8,202	113.6	27	13	185.7	-	-	-	長 野 県
16,993	8,185	113.4	23	11	157.1	14	7	1.8	岐 阜 県
36,075	9,567	132.5	44	12	171.4	930	247	65.2	静 岡 県
56,598	7,537	104.4	13	2	28.6	603	80	21.1	愛 知 県
21,230	11,475	158.9	25	13	185.7	296	160	42.2	三 重 県
12,108	8,527	118.1	14	10	142.9	48	34	9.0	滋 賀 県
13,682	5,314	73.6	20	8	114.3	51	20	5.3	京 都 府
45,704	5,155	71.4	8	1	14.3	-	-	-	大 阪 府
37,996	6,760	93.6	39	7	100.0	0	0	0.0	兵 庫 県
6,205	4,471	61.9	12	9	128.6	136	98	25.9	奈 良 県
5,954	5,988	82.9	16	16	228.6	-	-	-	和 歌 山 県
4,863	8,395	116.3	8	13	185.7	15	25	6.6	鳥 取 県
5,263	7,503	103.9	13	19	271.4	771	1,100	290.2	島 根 県
17,520	9,060	125.5	22	12	171.4	435	225	59.4	岡 山 県
22,774	7,954	110.2	25	9	128.6	520	182	48.0	広 島 県
13,267	9,345	129.4	18	13	185.7	235	165	43.5	山 口 県
5,775	7,499	103.9	17	22	314.3	0	0	0.0	徳 島 県
9,467	9,446	130.8	8	8	114.3	-	-	-	香 川 県
10,115	7,144	98.9	27	19	271.4	1,187	838	221.1	愛 媛 県
4,786	6,467	89.6	27	36	514.3	-	-	-	高 知 県
37,737	7,367	102.0	21	4	57.1	165	32	8.4	福 岡 県
9,277	11,012	152.5	10	12	171.4	1,970	2,338	616.9	佐 賀 県
6,967	4,962	68.7	9	6	85.7	75	53	14.0	長 崎 県
13,397	7,400	102.5	22	12	171.4	150	83	21.9	熊 本 県
8,413	7,106	98.4	29	24	342.9	237	200	52.8	大 分 県
8,953	7,937	109.9	30	27	385.7	224	199	52.5	宮 崎 県
12,336	7,345	101.7	30	18	257.1	1,931	1,150	303.4	鹿 児 島 県
7,127	4,877	67.5	2	2	28.6	1,052	720	190.0	沖 縄 県
924,579	7,220	100.0	935	7	100.0	48,598	379	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成27年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A		税額 (百万円)	B	
		人口1人当たり			人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	670,899	124,213	88.3	648,685	120,100	173.9
青森県	165,247	123,460	87.7	223,998	167,355	242.3
岩手県	154,092	119,500	84.9	298,719	231,660	335.4
宮城県	326,448	140,440	99.8	231,450	99,571	144.2
秋田県	114,129	109,422	77.8	193,802	185,810	269.0
山形県	127,974	113,296	80.5	179,743	159,126	230.4
福島県	270,253	138,329	98.3	266,136	136,222	197.2
茨城県	395,376	133,113	94.6	207,213	69,763	101.0
栃木県	287,157	143,660	102.1	122,682	61,376	88.9
群馬県	278,320	138,791	98.6	123,622	61,647	89.3
埼玉県	868,873	118,643	84.3	203,877	27,839	40.3
千葉県	781,514	124,725	88.6	179,758	28,688	41.5
東京都	3,042,082	226,761	161.1	-	-	-
神奈川県	1,253,326	137,183	97.5	100,896	11,044	16.0
新潟県	296,536	127,848	90.8	269,476	116,182	168.2
富山県	148,195	137,197	97.5	128,613	119,068	172.4
石川県	161,766	139,810	99.3	127,048	109,804	159.0
福井県	121,280	151,748	107.8	131,397	164,407	238.0
山梨県	118,974	140,005	99.5	133,192	156,736	226.9
長野県	275,555	128,905	91.6	210,557	98,498	142.6
岐阜県	267,335	128,762	91.5	173,939	83,778	121.3
静岡県	551,369	146,228	103.9	151,525	40,186	58.2
愛知県	1,260,277	167,821	119.3	79,655	10,607	15.4
三重県	250,284	135,286	96.1	135,203	73,082	105.8
滋賀県	183,436	129,193	91.8	113,935	80,244	116.2
京都府	337,877	131,222	93.2	171,556	66,628	96.5
大阪府	1,284,042	144,836	102.9	282,560	31,872	46.1
兵庫県	714,337	127,082	90.3	303,131	53,927	78.1
奈良県	147,351	106,175	75.4	153,107	110,322	159.7
和歌山県	107,188	107,800	76.6	167,641	168,599	244.1
鳥取県	64,476	111,297	79.1	138,774	239,551	346.8
島根県	80,873	115,303	81.9	184,665	263,283	381.2
岡山県	243,358	125,846	89.4	167,037	86,378	125.1
広島県	380,256	132,808	94.4	183,962	64,250	93.0
山口県	174,358	122,806	87.3	170,846	120,333	174.2
徳島県	93,453	121,359	86.2	145,986	189,578	274.5
香川県	134,925	134,633	95.7	111,003	110,762	160.4
愛媛県	163,947	115,782	82.3	167,238	118,106	171.0
高知県	79,864	107,916	76.7	175,059	236,548	342.5
福岡県	640,728	125,082	88.9	270,730	52,852	76.5
佐賀県	99,766	118,423	84.2	143,990	170,917	247.5
長崎県	141,948	101,095	71.8	219,884	156,601	226.7
熊本県	197,713	109,213	77.6	217,588	120,192	174.0
大分県	132,031	111,516	79.2	172,206	145,449	210.6
宮崎県	121,154	107,399	76.3	183,495	162,662	235.5
鹿児島県	175,527	104,511	74.3	269,738	160,606	232.5
沖縄県	136,370	93,325	66.3	210,383	143,976	208.4
合計	18,022,240	140,726	100.0	8,845,703	69,071	100.0



地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
101,950	18,875	107.1	1,421,535	263,188	115.7	北海道
24,478	18,288	103.7	413,724	309,103	135.9	青森県
25,008	19,394	110.0	477,819	370,554	162.9	岩手県
40,630	17,479	99.1	598,528	257,491	113.2	宮城県
20,245	19,411	110.1	328,177	314,642	138.3	秋田県
22,069	19,537	110.8	329,786	291,959	128.4	山形県
37,123	19,001	107.8	573,512	293,552	129.1	福島県
51,537	17,351	98.4	654,126	220,227	96.8	茨城県
36,032	18,026	102.2	445,870	223,062	98.1	栃木県
36,050	17,977	102.0	437,992	218,415	96.0	群馬県
109,946	15,013	85.2	1,182,696	161,495	71.0	埼玉県
93,579	14,935	84.7	1,054,851	168,348	74.0	千葉県
271,981	20,274	115.0	3,314,064	247,035	108.6	東京都
138,647	15,176	86.1	1,492,869	163,402	71.8	神奈川県
43,758	18,866	107.0	609,771	262,896	115.6	新潟県
20,967	19,411	110.1	297,774	275,676	121.2	富山県
22,114	19,113	108.4	310,928	268,726	118.2	石川県
15,543	19,447	110.3	268,220	335,603	147.6	福井県
15,629	18,392	104.3	267,795	315,133	138.6	山梨県
39,660	18,553	105.2	525,772	245,956	108.1	長野県
37,409	18,018	102.2	478,684	230,558	101.4	岐阜県
65,834	17,460	99.0	768,728	203,873	89.6	静岡県
133,421	17,767	100.8	1,473,353	196,195	86.3	愛知県
33,272	17,985	102.0	418,759	226,353	99.5	三重県
24,888	17,529	99.4	322,260	226,965	99.8	滋賀県
44,764	17,385	98.6	554,198	215,236	94.6	京都府
158,162	17,840	101.2	1,724,765	194,548	85.5	大阪府
91,500	16,278	92.3	1,108,968	197,287	86.7	兵庫県
21,640	15,593	88.4	322,098	232,090	102.0	奈良県
17,563	17,663	100.2	292,391	294,062	129.3	和歌山県
11,332	19,561	111.0	214,582	370,410	162.9	鳥取県
14,406	20,539	116.5	279,944	399,126	175.5	島根県
34,218	17,695	100.4	444,613	229,919	101.1	岡山県
51,178	17,874	101.4	615,396	214,932	94.5	広島県
26,319	18,537	105.1	371,523	261,677	115.1	山口県
14,296	18,565	105.3	253,735	329,502	144.9	徳島県
18,157	18,117	102.8	264,085	263,512	115.9	香川県
25,744	18,181	103.1	356,929	252,069	110.8	愛媛県
14,230	19,228	109.1	269,153	363,692	159.9	高知県
86,520	16,890	95.8	997,977	194,824	85.7	福岡県
15,224	18,071	102.5	258,980	307,411	135.2	佐賀県
24,364	17,352	98.4	386,196	275,048	120.9	長崎県
31,171	17,218	97.7	446,472	246,623	108.4	熊本県
22,021	18,600	105.5	326,258	275,565	121.2	大分県
20,548	18,215	103.3	325,198	288,276	126.8	宮崎県
30,543	18,186	103.2	475,808	283,303	124.6	鹿児島県
22,169	15,171	86.1	368,922	252,473	111.0	沖縄県
2,257,839	17,630	100.0	29,125,782	227,428	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成27年度）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		241,841	44,775	79.4	62,310	11,536	63.6
青森県		48,377	36,144	64.1	11,731	8,765	48.3
岩手県		50,482	39,150	69.4	14,436	11,195	61.7
宮城県		113,615	48,878	86.7	38,326	16,488	90.8
秋田県		36,759	35,243	62.5	10,157	9,738	53.7
山形県		45,181	39,999	70.9	11,520	10,198	56.2
福島県		87,387	44,729	79.3	25,769	13,190	72.7
茨城県		151,495	51,005	90.4	41,095	13,836	76.2
栃木県		101,664	50,861	90.2	34,051	17,035	93.9
群馬県		98,348	49,044	86.9	36,276	18,090	99.7
埼玉県		436,455	59,597	105.7	80,541	10,998	60.6
千葉県		391,372	62,461	110.7	71,731	11,448	63.1
東京都		1,223,812	91,225	161.7	682,959	50,909	280.5
神奈川県		664,185	72,699	128.9	131,854	14,432	79.5
新潟県		100,638	43,389	76.9	30,817	13,286	73.2
富山県		54,606	50,554	89.6	16,180	14,979	82.5
石川県		58,530	50,586	89.7	18,709	16,170	89.1
福井県		39,014	48,815	86.5	13,370	16,728	92.2
山梨県		40,412	47,555	84.3	15,061	17,723	97.7
長野県		100,570	47,047	83.4	27,525	12,876	70.9
岐阜県		102,375	49,309	87.4	24,978	12,031	66.3
静岡県		209,549	55,574	98.5	56,435	14,967	82.5
愛知県		483,315	64,359	114.1	176,418	23,492	129.4
三重県		97,504	52,704	93.4	22,179	11,989	66.1
滋賀県		74,758	52,651	93.3	20,605	14,512	80.0
京都府		137,202	53,286	94.5	39,612	15,384	84.8
大阪府		475,039	53,583	95.0	198,676	22,410	123.5
兵庫県		315,352	56,102	99.5	72,413	12,882	71.0
奈良県		72,200	52,024	92.2	10,153	7,316	40.3
和歌山県		41,623	41,861	74.2	8,823	8,873	48.9
鳥取県		22,706	39,194	69.5	5,661	9,772	53.8
島根県		28,776	41,026	72.7	7,808	11,133	61.3
岡山県		91,689	47,415	84.1	25,998	13,444	74.1
広島県		149,887	52,349	92.8	44,480	15,535	85.6
山口県		65,078	45,837	81.3	18,184	12,808	70.6
徳島県		32,911	42,738	75.8	9,972	12,950	71.4
香川県		47,210	47,108	83.5	16,212	16,176	89.1
愛媛県		57,405	40,540	71.9	18,566	13,112	72.2
高知県		29,400	39,727	70.4	7,379	9,970	54.9
福岡県		244,951	47,819	84.8	75,282	14,696	81.0
佐賀県		33,334	39,567	70.1	8,589	10,195	56.2
長崎県		54,610	38,893	69.0	13,409	9,550	52.6
熊本県		71,043	39,243	69.6	18,461	10,197	56.2
大分県		47,294	39,946	70.8	12,326	10,411	57.4
宮崎県		41,149	36,477	64.7	10,008	8,872	48.9
鹿児島県		61,941	36,881	65.4	15,251	9,081	50.0
沖縄県		50,654	34,666	61.5	11,974	8,194	45.1
合 計		7,223,698	56,406	100.0	2,324,268	18,149	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
304,151	56,312	75.5	67,343	12,468	47.0	北 海 道
60,109	44,909	60.2	18,864	14,094	53.2	青 森 県
64,919	50,345	67.5	20,843	16,164	61.0	岩 手 県
151,941	65,366	87.7	41,966	18,054	68.1	宮 城 県
46,916	44,981	60.3	14,732	14,124	53.3	秋 田 県
56,701	50,197	67.3	18,278	16,182	61.0	山 形 県
113,156	57,919	77.7	33,220	17,003	64.1	福 島 県
192,591	64,840	87.0	59,675	20,091	75.8	茨 城 県
135,714	67,896	91.1	46,206	23,116	87.2	栃 木 県
134,624	67,134	90.0	45,037	22,459	84.7	群 馬 県
516,996	70,595	94.7	197,592	26,981	101.8	埼 玉 県
463,103	73,908	99.1	142,714	22,776	85.9	千 葉 県
1,906,771	142,134	190.6	740,117	55,169	208.1	東 京 都
796,039	87,131	116.9	280,577	30,711	115.8	神 奈 川 県
131,455	56,675	76.0	46,270	19,949	75.2	新 潟 県
70,786	65,533	87.9	23,140	21,423	80.8	富 山 県
77,239	66,756	89.5	24,445	21,127	79.7	石 川 県
52,384	65,544	87.9	17,540	21,947	82.8	福 井 県
55,473	65,279	87.6	17,959	21,134	79.7	山 梨 県
128,095	59,923	80.4	43,126	20,174	76.1	長 野 県
127,352	61,339	82.3	47,573	22,914	86.4	岐 阜 県
265,984	70,541	94.6	106,113	28,142	106.2	静 岡 県
659,733	87,852	117.8	248,714	33,119	124.9	愛 知 県
119,684	64,693	86.8	39,165	21,170	79.9	三 重 県
95,363	67,163	90.1	30,359	21,382	80.7	滋 賀 県
176,815	68,670	92.1	72,218	28,047	105.8	京 都 府
673,715	75,993	101.9	258,174	29,121	109.8	大 阪 府
387,764	68,984	92.5	139,701	24,853	93.7	兵 庫 県
82,353	59,340	79.6	28,877	20,807	78.5	奈 良 県
50,446	50,734	68.0	19,388	19,499	73.6	和 歌 山 県
28,367	48,966	65.7	10,013	17,285	65.2	鳥 取 県
36,584	52,159	70.0	12,514	17,842	67.3	島 根 県
117,687	60,858	81.6	43,331	22,408	84.5	岡 山 県
194,367	67,884	91.1	67,673	23,635	89.2	広 島 県
83,262	58,644	78.7	26,277	18,508	69.8	山 口 県
42,883	55,688	74.7	15,422	20,027	75.5	徳 島 県
63,422	63,284	84.9	18,788	18,747	70.7	香 川 県
75,970	53,652	72.0	31,999	22,598	85.2	愛 媛 県
36,779	49,698	66.7	13,727	18,549	70.0	高 知 県
320,233	62,516	83.9	106,778	20,845	78.6	福 岡 県
41,923	49,763	66.7	14,111	16,749	63.2	佐 賀 県
68,019	48,443	65.0	18,063	12,865	48.5	長 崎 県
89,504	49,440	66.3	29,589	16,344	61.6	熊 本 県
59,620	50,356	67.5	20,214	17,073	64.4	大 分 県
51,158	45,350	60.8	18,428	16,336	61.6	宮 崎 県
77,192	45,961	61.6	27,596	16,431	62.0	鹿 児 島 県
62,628	42,860	57.5	30,717	21,021	79.3	沖 縄 県
9,547,965	74,555	100.0	3,395,164	26,511	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成27年度）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			155,756	28,837	100.1	54,108	10,018	81.3
青森県			34,270	25,604	88.8	17,992	13,442	109.1
岩手県			29,680	23,017	79.9	15,746	12,211	99.1
宮城県			60,535	26,043	90.4	27,480	11,822	96.0
秋田県			24,632	23,616	81.9	10,663	10,223	83.0
山形県			27,139	24,026	83.4	11,368	10,064	81.7
福島県			40,096	20,523	71.2	37,400	19,143	155.4
茨城県			82,556	27,795	96.4	47,875	16,118	130.8
栃木県			58,064	29,048	100.8	30,760	15,389	124.9
群馬県			54,769	27,312	94.8	31,937	15,926	129.3
埼玉県			179,250	24,476	84.9	60,732	8,293	67.3
千葉県			168,386	26,873	93.2	78,339	12,502	101.5
東京都			527,834	39,346	136.5	164,505	12,262	99.5
神奈川県			267,283	29,256	101.5	98,815	10,816	87.8
新潟県			65,884	28,405	98.6	39,196	16,899	137.2
富山県			34,208	31,669	109.9	17,759	16,441	133.5
石川県			33,896	29,296	101.6	14,739	12,738	103.4
福井県			24,687	30,889	107.2	17,320	21,671	175.9
山梨県			23,620	27,795	96.4	12,859	15,132	122.8
長野県			59,251	27,718	96.2	28,187	13,186	107.0
岐阜県			55,536	26,749	92.8	27,901	13,439	109.1
静岡県			113,268	30,040	104.2	57,965	15,373	124.8
愛知県			237,311	31,601	109.6	106,646	14,201	115.3
三重県			49,844	26,942	93.5	38,034	20,559	166.9
滋賀県			42,283	29,779	103.3	22,333	15,729	127.7
京都府			69,942	27,164	94.2	26,865	10,434	84.7
大阪府			284,494	32,090	111.3	86,826	9,794	79.5
兵庫県			164,826	29,323	101.7	72,547	12,906	104.8
奈良県			28,492	20,530	71.2	9,823	7,078	57.5
和歌山県			23,084	23,216	80.5	12,899	12,973	105.3
鳥取県			14,569	25,149	87.3	5,855	10,107	82.0
島根県			16,989	24,221	84.0	9,414	13,421	108.9
岡山県			49,183	25,433	88.2	28,263	14,616	118.6
広島県			76,740	26,802	93.0	36,931	12,899	104.7
山口県			35,453	24,971	86.6	24,308	17,121	139.0
徳島県			20,031	26,013	90.3	10,268	13,334	108.2
香川県			28,242	28,180	97.8	10,412	10,390	84.3
愛媛県			36,018	25,436	88.3	17,467	12,336	100.1
高知県			17,111	23,121	80.2	6,320	8,539	69.3
福岡県			144,271	28,164	97.7	51,215	9,998	81.2
佐賀県			20,303	24,100	83.6	10,802	12,823	104.1
長崎県			33,139	23,602	81.9	11,686	8,323	67.6
熊本県			43,524	24,042	83.4	17,897	9,886	80.3
大分県			29,982	25,324	87.9	17,574	14,843	120.5
宮崎県			26,329	23,340	81.0	14,043	12,448	101.0
鹿児島県			39,850	23,727	82.3	16,940	10,086	81.9
沖縄県			38,504	26,350	91.4	8,576	5,869	47.6
合計			3,691,111	28,822	100.0	1,577,585	12,319	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
3,158	585	82.2	280,365	51,908	75.9	北 海 道
879	657	92.3	72,005	53,796	78.7	青 森 県
1,589	1,232	173.0	67,858	52,624	77.0	岩 手 県
1,160	499	70.1	131,141	56,418	82.5	宮 城 県
1,787	1,714	240.7	51,814	49,677	72.7	秋 田 県
1,053	932	130.9	57,837	51,204	74.9	山 形 県
1,130	578	81.2	111,846	57,248	83.7	福 島 県
1,256	423	59.4	191,362	64,427	94.2	茨 城 県
1,324	663	93.1	136,354	68,216	99.8	栃 木 県
1,117	557	78.2	132,860	66,254	96.9	群 馬 県
3,273	447	62.8	440,847	60,197	88.1	埼 玉 県
2,260	361	50.7	391,698	62,513	91.4	千 葉 県
19,283	1,437	201.8	1,451,739	108,215	158.3	東 京 都
4,986	546	76.7	651,660	71,328	104.3	神 奈 川 県
1,026	442	62.1	152,375	65,695	96.1	新 潟 県
595	551	77.4	75,702	70,084	102.5	富 山 県
655	566	79.5	73,734	63,726	93.2	石 川 県
491	614	86.2	60,038	75,121	109.9	福 井 県
541	636	89.3	54,978	64,697	94.6	山 梨 県
1,287	602	84.6	131,851	61,680	90.2	長 野 県
373	180	25.3	131,383	63,281	92.6	岐 阜 県
1,401	372	52.2	278,747	73,926	108.1	静 岡 県
3,904	520	73.0	596,576	79,441	116.2	愛 知 県
457	247	34.7	127,500	68,918	100.8	三 重 県
271	191	26.8	95,245	67,081	98.1	滋 賀 県
673	262	36.8	169,698	65,906	96.4	京 都 府
7,034	793	111.4	636,528	71,798	105.0	大 阪 府
3,637	647	90.9	380,711	67,729	99.1	兵 庫 県
542	390	54.8	67,733	48,806	71.4	奈 良 県
342	344	48.3	55,713	56,032	82.0	和 歌 山 県
319	550	77.2	30,756	53,090	77.7	鳥 取 県
475	677	95.1	39,391	56,161	82.2	島 根 県
2,944	1,522	213.8	123,722	63,979	93.6	岡 山 県
1,414	494	69.4	182,759	63,830	93.4	広 島 県
1,068	752	105.6	87,105	61,351	89.7	山 口 県
464	603	84.7	46,186	59,978	87.7	徳 島 県
349	348	48.9	57,790	57,665	84.4	香 川 県
2,351	1,661	233.3	87,835	62,031	90.7	愛 媛 県
602	813	114.2	37,760	51,023	74.6	高 知 県
4,436	866	121.6	306,700	59,874	87.6	福 岡 県
351	416	58.4	45,567	54,088	79.1	佐 賀 県
1,434	1,021	143.4	64,323	45,811	67.0	長 崎 県
752	415	58.3	91,761	50,687	74.1	熊 本 県
524	443	62.2	68,294	57,682	84.4	大 分 県
1,023	907	127.4	59,823	53,031	77.6	宮 崎 県
2,335	1,390	195.2	86,720	51,634	75.5	鹿 児 島 県
2,803	1,918	269.4	80,600	55,159	80.7	沖 縄 県
91,127	712	100.0	8,754,987	68,363	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成27年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,835	1,451	92.8	48,007	8,888	121.6
青森県	2,967	2,217	141.8	10,933	8,168	111.7
岩手県	3,007	2,332	149.1	9,589	7,436	101.7
宮城県	4,120	1,773	113.4	19,251	8,282	113.3
秋田県	2,395	2,296	146.8	7,455	7,148	97.8
山形県	2,695	2,386	152.6	7,515	6,653	91.0
福島県	4,230	2,165	138.4	16,864	8,632	118.1
茨城県	5,839	1,966	125.7	23,154	7,795	106.6
栃木県	3,898	1,950	124.7	15,254	7,632	104.4
群馬県	4,397	2,193	140.2	14,858	7,409	101.4
埼玉県	8,583	1,172	74.9	49,395	6,745	92.3
千葉県	7,298	1,165	74.5	43,315	6,913	94.6
東京都	6,001	447	28.6	109,248	8,144	111.4
神奈川県	6,899	755	48.3	59,086	6,467	88.5
新潟県	5,476	2,361	151.0	16,009	6,902	94.4
富山県	2,374	2,198	140.5	7,485	6,930	94.8
石川県	2,260	1,953	124.9	8,571	7,408	101.3
福井県	1,791	2,242	143.4	5,616	7,027	96.1
山梨県	2,108	2,481	158.6	6,397	7,528	103.0
長野県	5,398	2,525	161.4	13,793	6,452	88.3
岐阜県	4,231	2,038	130.3	13,254	6,384	87.3
静岡県	7,639	2,026	129.5	26,136	6,931	94.8
愛知県	10,683	1,423	91.0	53,396	7,110	97.3
三重県	4,110	2,222	142.1	12,938	6,994	95.7
滋賀県	2,943	2,073	132.5	9,591	6,755	92.4
京都府	3,380	1,313	84.0	17,197	6,679	91.4
大阪府	7,634	861	55.1	74,636	8,419	115.2
兵庫県	7,101	1,263	80.8	35,548	6,324	86.5
奈良県	2,265	1,632	104.3	7,797	5,618	76.9
和歌山県	2,501	2,515	160.8	7,171	7,212	98.7
鳥取県	1,469	2,535	162.1	3,927	6,779	92.7
島根県	2,009	2,864	183.1	4,328	6,170	84.4
岡山県	4,605	2,381	152.2	13,342	6,899	94.4
広島県	5,362	1,873	119.8	19,217	6,712	91.8
山口県	3,195	2,250	143.9	9,664	6,807	93.1
徳島県	2,001	2,599	166.2	5,349	6,946	95.0
香川県	2,415	2,410	154.1	7,082	7,067	96.7
愛媛県	3,314	2,340	149.6	9,457	6,679	91.4
高知県	2,029	2,742	175.3	5,438	7,348	100.5
福岡県	8,405	1,641	104.9	39,751	7,760	106.2
佐賀県	2,157	2,560	163.7	6,572	7,801	106.7
長崎県	3,236	2,304	147.3	10,132	7,216	98.7
熊本県	4,225	2,334	149.2	12,853	7,100	97.1
大分県	2,795	2,361	151.0	8,592	7,257	99.3
宮崎県	2,934	2,600	166.2	8,230	7,295	99.8
鹿児島県	4,299	2,560	163.7	11,635	6,928	94.8
沖縄県	3,743	2,561	163.7	11,095	7,593	103.9
合計	200,254	1,564	100.0	936,121	7,310	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
136	25	156.3	457	85	326.9	北	海	道
18	13	81.3	1	1	3.8	青	森	県
12	10	62.5	0	0	0.0	岩	手	県
2	1	6.3	75	32	123.1	宮	城	県
77	73	456.3	18	18	69.2	秋	田	県
8	7	43.8	5	4	15.4	山	形	県
1	0	0.0	14	7	26.9	福	島	県
2	1	6.3	30	10	38.5	茨	城	県
25	12	75.0	11	6	23.1	栃	木	県
4	2	12.5	2	1	3.8	群	馬	県
28	4	25.0	60	8	30.8	埼	玉	県
66	11	68.8	469	75	288.5	千	葉	県
5	0	0.0	24	2	7.7	東	京	都
-	-	-	63	7	26.9	神	奈	川
1,103	476	2,975.0	0	0	0.0	新	潟	県
0	0	0.0	1	1	3.8	富	山	県
0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
1	1	6.3	266	333	1,280.8	福	井	県
-	-	-	-	-	-	山	梨	県
0	0	0.0	20	9	34.6	長	野	県
9	4	25.0	122	59	226.9	岐	阜	県
0	0	0.0	114	30	115.4	静	岡	県
6	1	6.3	50	7	26.9	愛	知	県
11	6	37.5	50	27	103.8	三	重	県
7	5	31.3	6	4	15.4	滋	賀	県
0	0	0.0	194	75	288.5	京	都	府
-	-	-	501	56	215.4	大	阪	府
4	1	6.3	235	42	161.5	兵	庫	県
-	-	-	-	-	-	奈	良	県
-	-	-	39	39	150.0	和	歌	山
-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
0	1	6.3	1	1	3.8	島	根	県
8	4	25.0	10	5	19.2	岡	山	県
0	0	0.0	397	139	534.6	広	島	県
60	43	268.8	3	2	7.7	山	口	県
2	2	12.5	2	3	11.5	徳	島	県
-	-	-	-	-	-	香	川	県
0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
32	43	268.8	0	0	0.0	高	知	県
37	7	43.8	29	6	23.1	福	岡	県
-	-	-	3	3	11.5	佐	賀	県
2	1	6.3	9	6	23.1	長	崎	県
0	0	0.0	28	16	61.5	熊	本	県
47	39	243.8	1	1	3.8	大	分	県
-	-	-	-	-	-	宮	崎	県
310	185	1,156.3	-	-	-	鹿	児	島
50	34	212.5	-	-	-	沖	縄	県
2,071	16	100.0	3,309	26	100.0	合	計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成27年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,472	458	257.3	9,623	1,782	63.2
青森県	190	142	79.8	-	-	-
岩手県	515	400	224.7	-	-	-
宮城県	510	219	123.0	5,349	2,301	81.6
秋田県	547	524	294.4	1,498	1,437	50.9
山形県	599	530	297.8	-	-	-
福島県	774	396	222.5	4,242	2,171	77.0
茨城県	388	130	73.0	-	-	-
栃木県	864	432	242.7	3,413	1,708	60.5
群馬県	937	467	262.4	3,775	1,883	66.7
埼玉県	45	6	3.4	8,781	1,199	42.5
千葉県	400	64	36.0	10,816	1,726	61.2
東京都	299	22	12.4	104,680	7,803	276.6
神奈川県	869	95	53.4	33,572	3,675	130.3
新潟県	857	369	207.3	4,544	1,959	69.4
富山県	331	306	171.9	3,436	3,181	112.8
石川県	592	512	287.6	2,499	2,160	76.6
福井県	446	558	313.5	-	-	-
山梨県	764	899	505.1	-	-	-
長野県	1,271	595	334.3	1,941	908	32.2
岐阜県	732	352	197.8	1,556	749	26.6
静岡県	1,733	460	258.4	9,013	2,390	84.7
愛知県	280	37	20.8	30,762	4,096	145.2
三重県	599	324	182.0	2,934	1,586	56.2
滋賀県	230	162	91.0	1,461	1,029	36.5
京都府	244	95	53.4	7,083	2,751	97.5
大阪府	204	23	12.9	38,871	4,385	155.4
兵庫県	797	142	79.8	17,988	3,200	113.4
奈良県	41	30	16.9	942	679	24.1
和歌山県	456	459	257.9	2,164	2,176	77.1
鳥取県	180	312	175.3	-	-	-
島根県	205	292	164.0	-	-	-
岡山県	200	104	58.4	8,076	4,176	148.0
広島県	241	84	47.2	9,958	3,478	123.3
山口県	232	163	91.6	-	-	-
徳島県	44	57	32.0	-	-	-
香川県	161	160	89.9	2,133	2,129	75.5
愛媛県	184	130	73.0	1,939	1,370	48.6
高知県	51	70	39.3	1,068	1,443	51.2
福岡県	264	51	28.7	15,969	3,117	110.5
佐賀県	164	195	109.6	-	-	-
長崎県	271	193	108.4	1,803	1,284	45.5
熊本県	424	234	131.5	2,081	1,149	40.7
大分県	602	509	286.0	3,010	2,543	90.1
宮崎県	142	126	70.8	1,462	1,296	45.9
鹿児島県	292	174	97.8	1,955	1,164	41.3
沖縄県	101	69	38.8	925	633	22.4
合計	22,743	178	100.0	361,325	2,821	100.0



都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
43,796	8,109	83.5	-	-	-	北 海 道
1,309	978	10.1	-	-	-	青 森 県
2,066	1,602	16.5	-	-	-	岩 手 県
18,741	8,062	83.0	1	0	0.0	宮 城 県
262	251	2.6	-	-	-	秋 田 県
7,140	6,321	65.1	-	-	-	山 形 県
8,167	4,181	43.0	-	-	-	福 島 県
16,727	5,632	58.0	-	-	-	茨 城 県
13,738	6,873	70.7	-	-	-	栃 木 県
11,627	5,798	59.7	-	-	-	群 馬 県
67,872	9,268	95.4	-	-	-	埼 玉 県
56,695	9,048	93.1	-	-	-	千 葉 県
278,232	20,740	213.4	421	31	129.2	東 京 都
124,986	13,680	140.8	4	0	0.0	神 奈 川 県
12,701	5,476	56.4	575	248	1,033.3	新 潟 県
3,191	2,954	30.4	2	2	8.3	富 山 県
10,591	9,153	94.2	-	-	-	石 川 県
5,449	6,818	70.2	-	-	-	福 井 県
2,654	3,123	32.1	8	10	41.7	山 梨 県
12,366	5,785	59.5	-	-	-	長 野 県
15,722	7,572	77.9	25	12	50.0	岐 阜 県
39,909	10,584	108.9	542	144	600.0	静 岡 県
97,996	13,049	134.3	-	-	-	愛 知 県
10,525	5,689	58.5	-	-	-	三 重 県
9,521	6,706	69.0	-	-	-	滋 賀 県
29,688	11,530	118.7	15	6	25.0	京 都 府
127,947	14,432	148.5	390	44	183.3	大 阪 府
64,829	11,533	118.7	-	-	-	兵 庫 県
8,598	6,196	63.8	-	-	-	奈 良 県
6,158	6,193	63.7	-	-	-	和 歌 山 県
522	902	9.3	-	-	-	鳥 取 県
1,238	1,765	18.2	-	-	-	島 根 県
15,110	7,814	80.4	0	0	0.0	岡 山 県
28,207	9,852	101.4	-	-	-	広 島 県
9,856	6,942	71.4	-	-	-	山 口 県
2,625	3,409	35.1	-	-	-	徳 島 県
415	414	4.3	-	-	-	香 川 県
1,245	879	9.0	-	-	-	愛 媛 県
-	-	-	0	1	4.2	高 知 県
40,930	7,990	82.2	717	140	583.3	福 岡 県
1,927	2,287	23.5	-	-	-	佐 賀 県
8,424	6,000	61.7	-	-	-	長 崎 県
5,876	3,246	33.4	-	-	-	熊 本 県
7,269	6,140	63.2	-	-	-	大 分 県
3,505	3,107	32.0	-	-	-	宮 崎 県
8,087	4,815	49.6	392	234	975.0	鹿 児 島 県
-	-	-	19	13	54.2	沖 縄 県
1,244,437	9,717	100.0	3,111	24	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成27年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	696,841	129,016	78.4	837,126	154,989	232.3
青森県	147,531	110,224	67.0	213,645	159,619	239.2
岩手県	147,967	114,750	69.7	252,277	195,644	293.2
宮城県	331,131	142,455	86.6	316,439	136,134	204.0
秋田県	110,982	106,405	64.7	201,781	193,459	289.9
山形県	132,499	117,302	71.3	159,317	141,044	211.4
福島県	259,293	132,719	80.6	265,985	136,145	204.0
茨城県	430,093	144,801	88.0	189,235	63,711	95.5
栃木県	309,271	154,723	94.0	96,693	48,374	72.5
群馬県	303,083	151,140	91.8	128,848	64,253	96.3
埼玉県	1,092,606	149,193	90.7	162,910	22,245	33.3
千葉県	973,860	155,422	94.4	171,569	27,381	41.0
東京都	3,857,420	287,538	174.7	53,218	3,967	5.9
神奈川県	1,673,178	183,138	111.3	70,947	7,766	11.6
新潟県	325,095	140,161	85.2	279,014	120,294	180.3
富山県	163,307	151,188	91.9	97,376	90,149	135.1
石川県	175,487	151,669	92.2	113,471	98,070	147.0
福井県	125,991	157,642	95.8	72,321	90,489	135.6
山梨県	122,382	144,015	87.5	101,035	118,894	178.2
長野県	294,735	137,877	83.8	267,383	125,082	187.5
岐阜県	294,387	141,791	86.2	177,683	85,581	128.3
静岡県	629,817	167,033	101.5	108,538	28,785	43.1
愛知県	1,449,480	193,016	117.3	99,914	13,305	19.9
三重県	278,351	150,458	91.4	132,967	71,873	107.7
滋賀県	214,366	150,977	91.7	94,513	66,565	99.8
京都府	404,316	157,025	95.4	157,953	61,345	91.9
大阪府	1,560,426	176,011	106.9	265,551	29,953	44.9
兵庫県	894,977	159,218	96.7	310,789	55,290	82.9
奈良県	169,729	122,299	74.3	130,018	93,685	140.4
和歌山県	124,647	125,360	76.2	130,289	131,033	196.4
鳥取県	65,221	112,584	68.4	94,148	162,517	243.6
島根県	83,755	119,413	72.6	154,959	220,930	331.1
岡山県	282,759	146,221	88.8	186,064	96,218	144.2
広島県	440,508	153,851	93.5	210,933	73,670	110.4
山口県	193,377	136,202	82.8	144,795	101,984	152.8
徳島県	99,092	128,682	78.2	99,975	129,827	194.6
香川県	133,419	133,129	80.9	85,708	85,522	128.2
愛媛県	179,944	127,079	77.2	162,030	114,428	171.5
高知県	83,158	112,367	68.3	143,522	193,934	290.7
福岡県	733,033	143,102	87.0	343,432	67,045	100.5
佐賀県	98,312	116,697	70.9	103,700	123,093	184.5
長崎県	156,219	111,259	67.6	214,843	153,011	229.3
熊本県	206,750	114,205	69.4	233,542	129,005	193.3
大分県	150,231	126,888	77.1	143,881	121,525	182.1
宮崎県	127,253	112,805	68.5	148,222	131,393	196.9
鹿児島県	190,883	113,655	69.1	269,523	160,478	240.5
沖縄県	159,161	108,922	66.2	146,856	100,501	150.6
合計	21,076,323	164,574	100.0	8,544,937	66,723	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
30,365	5,622	170.8	1,564,331	289,626	123.5	北海道
5,536	4,136	125.7	366,712	273,980	116.8	青森県
7,851	6,089	185.0	408,095	316,483	134.9	岩手県
8,809	3,790	115.2	656,379	282,378	120.4	宮城県
5,822	5,581	169.6	318,584	305,445	130.2	秋田県
4,599	4,071	123.7	296,415	262,416	111.9	山形県
9,690	4,960	150.7	534,969	273,824	116.7	福島県
13,329	4,488	136.4	632,658	212,999	90.8	茨城県
7,272	3,638	110.5	413,236	206,735	88.1	栃木県
8,312	4,145	125.9	440,244	219,538	93.6	群馬県
17,370	2,372	72.1	1,272,885	173,810	74.1	埼玉県
17,180	2,742	83.3	1,162,609	185,545	79.1	千葉県
21,378	1,594	48.4	3,932,016	293,098	124.9	東京都
19,624	2,148	65.3	1,763,749	193,052	82.3	神奈川県
10,915	4,706	143.0	615,024	265,161	113.0	新潟県
4,301	3,982	121.0	264,984	245,319	104.6	富山県
4,177	3,610	109.7	293,135	253,349	108.0	石川県
3,157	3,950	120.0	201,468	252,081	107.5	福井県
2,832	3,333	101.3	226,249	266,243	113.5	山梨県
10,533	4,927	149.7	572,652	267,886	114.2	長野県
8,290	3,993	121.3	480,359	231,365	98.6	岐阜県
13,452	3,568	108.4	751,806	199,385	85.0	静岡県
22,159	2,951	89.7	1,571,554	209,272	89.2	愛知県
7,069	3,821	116.1	418,387	226,152	96.4	三重県
4,073	2,868	87.1	312,952	220,410	94.0	滋賀県
6,802	2,642	80.3	569,071	221,012	94.2	京都府
19,621	2,213	67.2	1,845,598	208,178	88.7	大阪府
17,198	3,060	93.0	1,222,964	217,567	92.7	兵庫県
3,705	2,669	81.1	303,452	218,654	93.2	奈良県
3,442	3,462	105.2	258,378	259,855	110.8	和歌山県
2,176	3,756	114.1	161,544	278,857	118.9	鳥取県
4,115	5,867	178.3	242,829	346,210	147.6	島根県
8,721	4,510	137.0	477,544	246,948	105.3	岡山県
10,041	3,507	106.6	661,482	231,028	98.5	広島県
5,035	3,546	107.7	343,206	241,732	103.0	山口県
3,268	4,244	129.0	202,335	262,753	112.0	徳島県
3,040	3,034	92.2	222,167	221,685	94.5	香川県
5,119	3,615	109.8	347,092	245,122	104.5	愛媛県
3,129	4,229	128.5	229,810	310,529	132.4	高知県
18,838	3,678	111.8	1,095,304	213,824	91.1	福岡県
3,231	3,835	116.5	205,243	243,625	103.9	佐賀県
5,052	3,598	109.3	376,114	267,868	114.2	長崎県
7,669	4,236	128.7	447,962	247,446	105.5	熊本県
5,539	4,678	142.1	299,650	253,091	107.9	大分県
5,962	5,285	160.6	281,437	249,483	106.3	宮崎県
7,910	4,710	143.1	468,317	278,843	118.9	鹿児島県
3,700	2,532	76.9	309,717	211,956	90.4	沖縄県
421,408	3,291	100.0	30,042,668	234,587	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成27年度)

都道府県		地方税収計			個人住民税		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
			税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道		1,349,899	249,925	83.6	400,903	74,225	79.3
青森県		284,919	212,870	71.2	80,124	59,862	63.9
岩手県		296,805	230,176	77.0	83,634	64,859	69.3
宮城県		642,909	276,583	92.5	188,447	81,071	86.6
秋田県		219,538	210,484	70.4	60,875	58,365	62.3
山形県		256,499	227,079	75.9	74,837	66,253	70.8
福島県		523,082	267,739	89.5	144,864	74,149	79.2
茨城県		813,481	273,878	91.6	251,209	84,576	90.3
栃木県		586,440	293,387	98.1	168,605	84,350	90.1
群馬県		571,445	284,964	95.3	163,086	81,327	86.9
埼玉県		1,944,764	265,554	88.8	724,073	98,871	105.6
千葉県		1,741,655	277,958	92.9	649,654	103,681	110.7
東京都		6,655,297	496,096	165.9	2,034,565	151,659	162.0
神奈川県		2,879,614	315,189	105.4	1,100,294	120,433	128.6
新潟県		610,719	263,305	88.0	166,756	71,895	76.8
富山県		302,474	280,027	93.6	90,515	83,798	89.5
石川県		330,842	285,938	95.6	97,064	83,890	89.6
福井県		236,396	295,784	98.9	64,615	80,847	86.3
山梨県		239,020	281,271	94.0	66,987	78,829	84.2
長野県		563,595	263,650	88.2	166,675	77,971	83.3
岐阜県		554,830	267,234	89.4	169,792	81,780	87.3
静岡県		1,164,279	308,777	103.2	347,595	92,185	98.5
愛知県		2,664,872	354,860	118.6	807,769	107,564	114.9
三重県		523,653	283,052	94.6	161,829	87,474	93.4
滋賀県		391,943	276,043	92.3	123,966	87,308	93.2
京都府		726,636	282,206	94.4	227,655	88,415	94.4
大阪府		2,769,188	312,355	104.4	788,388	88,928	95.0
兵庫県		1,578,967	280,901	93.9	523,332	93,102	99.4
奈良県		314,241	226,428	75.7	119,810	86,330	92.2
和歌山県		229,243	230,553	77.1	69,011	69,406	74.1
鳥取県		126,321	218,054	72.9	37,604	64,912	69.3
島根県		159,228	227,017	75.9	47,678	67,976	72.6
岡山県		518,759	268,262	89.7	152,049	78,628	84.0
広島県		809,349	282,672	94.5	248,686	86,855	92.8
山口県		362,013	254,978	85.3	107,881	75,984	81.2
徳島県		189,956	246,678	82.5	54,551	70,840	75.7
香川県		263,793	263,221	88.0	78,283	78,114	83.4
愛媛県		336,533	237,665	79.5	95,153	67,198	71.8
高知県		159,290	215,240	72.0	48,721	65,834	70.3
福岡県		1,348,429	263,239	88.0	406,552	79,367	84.8
佐賀県		193,398	229,565	76.8	55,230	65,558	70.0
長崎県		294,496	209,740	70.1	90,487	64,445	68.8
熊本県		398,693	220,231	73.6	117,778	65,058	69.5
大分県		278,935	235,595	78.8	78,391	66,211	70.7
宮崎県		242,864	215,290	72.0	68,160	60,421	64.5
鹿児島県		359,837	214,252	71.6	102,603	61,091	65.2
沖縄県		293,198	200,651	67.1	83,935	57,441	61.3
合 計		38,302,340	299,082	100.0	11,990,671	93,629	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数	
158,993	29,437	62.9	280,715	51,973	76.3	北 海 道
33,280	24,864	53.1	67,279	50,266	73.8	青 森 県
39,097	30,320	64.8	66,128	51,283	75.3	岩 手 県
103,797	44,654	95.4	131,141	56,418	82.8	宮 城 県
26,476	25,384	54.2	49,497	47,456	69.7	秋 田 県
30,340	26,860	57.4	57,446	50,857	74.7	山 形 県
86,533	44,292	94.6	111,199	56,917	83.6	福 島 県
113,884	38,342	81.9	191,362	64,427	94.6	茨 城 県
88,669	44,360	94.8	136,354	68,216	100.1	栃 木 県
92,526	46,140	98.6	132,860	66,254	97.3	群 馬 県
205,496	28,060	60.0	440,847	60,197	88.4	埼 玉 県
195,909	31,266	66.8	391,698	62,513	91.8	千 葉 県
1,578,061	117,631	251.4	1,451,739	108,215	158.9	東 京 都
349,615	38,267	81.8	651,660	71,328	104.7	神 奈 川 県
88,644	38,218	81.7	152,375	65,695	96.4	新 潟 県
43,318	40,103	85.7	71,263	65,974	96.8	富 山 県
50,161	43,353	92.6	72,991	63,084	92.6	石 川 県
39,318	49,195	105.1	59,661	74,649	109.6	福 井 県
43,542	51,239	109.5	54,952	64,666	94.9	山 梨 県
77,542	36,274	77.5	131,504	61,518	90.3	長 野 県
72,521	34,930	74.6	130,069	62,648	92.0	岐 阜 県
169,763	45,023	96.2	278,747	73,926	108.5	静 岡 県
499,588	66,526	142.2	596,842	79,477	116.7	愛 知 県
71,891	38,859	83.0	127,500	68,918	101.2	三 重 県
56,658	39,904	85.3	95,245	67,081	98.5	滋 賀 県
99,500	38,643	82.6	167,672	65,119	95.6	京 都 府
492,864	55,594	118.8	636,358	71,779	105.4	大 阪 府
190,142	33,827	72.3	380,370	67,668	99.3	兵 庫 県
26,290	18,943	40.5	67,535	48,663	71.4	奈 良 県
24,823	24,965	53.3	55,419	55,736	81.8	和 歌 山 県
15,425	26,627	56.9	29,026	50,105	73.6	鳥 取 県
22,142	31,568	67.5	37,290	53,165	78.0	島 根 県
69,185	35,777	76.5	123,696	63,966	93.9	岡 山 県
118,258	41,302	88.3	182,759	63,830	93.7	広 島 県
49,332	34,746	74.2	87,105	61,351	90.1	山 口 県
27,209	35,334	75.5	46,186	59,978	88.0	徳 島 県
42,761	42,668	91.2	57,790	57,665	84.7	香 川 県
47,644	33,647	71.9	87,835	62,031	91.1	愛 媛 県
19,168	25,900	55.3	36,193	48,906	71.8	高 知 県
188,956	36,888	78.8	304,226	59,391	87.2	福 岡 県
24,529	29,116	62.2	45,340	53,819	79.0	佐 賀 県
33,920	24,158	51.6	64,323	45,811	67.3	長 崎 県
47,146	26,043	55.7	90,825	50,170	73.6	熊 本 県
34,196	28,883	61.7	68,294	57,682	84.7	大 分 県
27,978	24,802	53.0	57,228	50,730	74.5	宮 崎 県
39,903	23,759	50.8	86,720	51,634	75.8	鹿 児 島 県
35,980	24,623	52.6	80,600	55,159	81.0	沖 縄 県
5,992,971	46,796	100.0	8,723,865	68,120	100.0	合 計

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
北海道	13,150.9	13,332.4	-0.5	1.4	13,511.6	13,821.5	0.0	2.3	17,997.3	18,268.8
青森県	3,195.9	3,158.0	1.7	-1.2	3,263.5	3,239.5	1.5	-0.7	4,464.8	4,411.5
岩手県	3,257.6	3,371.8	6.7	3.5	3,333.8	3,493.0	7.1	4.8	4,365.6	4,516.2
宮城県	6,268.5	6,480.7	11.3	3.4	6,387.9	6,651.3	10.2	4.1	8,520.0	8,816.6
秋田県	2,498.9	2,499.1	1.4	0.0	2,568.7	2,586.4	1.4	0.7	3,470.8	3,477.3
山形県	2,640.9	2,791.9	1.1	5.7	2,851.8	3,001.0	2.1	5.2	3,662.9	3,830.4
福島県	4,894.6	5,259.5	8.5	7.5	5,029.0	5,423.5	8.8	7.8	6,710.7	7,174.6
茨城県	8,482.5	8,426.3	1.6	-0.7	9,205.6	9,198.2	1.2	-0.1	11,528.4	11,511.3
栃木県	5,844.0	6,309.8	-0.5	8.0	5,975.1	6,463.2	-0.3	8.2	7,727.1	8,232.2
群馬県	5,569.7	5,832.9	-0.1	4.7	5,761.3	6,057.8	0.2	5.1	7,526.2	7,825.0
埼玉県	14,873.1	15,161.1	0.8	1.9	20,170.2	20,646.6	0.0	2.4	20,269.5	20,678.2
千葉県	12,950.4	13,537.2	-1.9	4.5	17,754.9	18,693.9	-0.4	5.3	19,045.6	19,811.2
東京都	72,049.8	72,576.7	-1.0	0.7	59,053.5	59,959.2	-0.2	1.5	92,212.4	93,128.3
神奈川県	20,855.9	21,021.3	-2.2	0.8	26,351.5	26,980.7	-1.6	2.4	29,897.3	30,218.5
新潟県	6,186.4	6,257.6	0.7	1.2	6,331.0	6,448.8	0.3	1.9	8,724.0	8,833.6
富山県	3,107.7	3,179.3	-3.0	2.3	3,302.1	3,399.2	-2.2	2.9	4,312.4	4,356.6
石川県	3,275.5	3,314.3	2.8	1.2	3,384.2	3,446.1	3.2	1.8	4,519.5	4,544.9
福井県	2,217.5	2,234.7	-2.0	0.8	2,250.2	2,260.8	-2.0	0.5	3,097.5	3,127.1
山梨県	2,265.0	2,290.7	-2.9	1.1	2,408.1	2,472.5	-1.8	2.7	3,095.5	3,129.9
長野県	5,539.7	5,658.3	-0.4	2.1	5,614.0	5,758.9	-0.4	2.6	7,590.8	7,752.2
岐阜県	5,269.9	5,243.5	0.3	-0.5	5,548.2	5,591.5	0.2	0.8	7,140.6	7,119.8
静岡県	11,099.2	11,383.0	-0.1	2.6	12,011.7	12,381.7	0.1	3.1	15,500.9	15,876.3
愛知県	25,434.4	26,132.2	6.8	2.7	25,635.1	26,639.1	6.3	3.9	34,542.3	35,447.5
三重県	5,112.6	5,416.6	5.4	5.9	5,450.2	5,803.2	4.3	6.5	7,326.5	7,688.9
滋賀県	4,307.9	4,433.0	-0.6	2.9	4,477.0	4,634.8	-0.2	3.5	5,819.8	5,968.1
京都府	7,391.0	7,358.3	-0.1	-0.4	7,789.2	7,783.9	0.1	-0.1	9,819.5	9,825.4
大阪府	26,724.3	26,879.9	-1.0	0.6	26,101.0	26,505.6	-1.3	1.6	36,878.3	37,315.0
兵庫県	13,036.9	13,421.8	0.4	3.0	15,028.6	15,650.9	0.9	4.1	18,748.5	19,232.5
奈良県	2,559.1	2,591.5	0.1	1.3	3,341.1	3,499.1	-0.8	4.7	3,488.0	3,520.6
和歌山県	2,585.4	2,615.8	0.9	1.2	2,709.5	2,758.2	0.7	1.8	3,561.3	3,583.3
鳥取県	1,278.8	1,292.5	-0.1	1.1	1,325.8	1,349.7	0.3	1.8	1,756.6	1,767.6
島根県	1,659.4	1,673.2	-1.7	0.8	1,673.2	1,701.6	-1.0	1.7	2,324.9	2,350.8
岡山県	5,000.6	5,156.9	-1.9	3.1	5,215.6	5,403.7	-1.7	3.6	7,048.6	7,273.4
広島県	7,974.2	8,190.9	-4.2	2.7	8,461.0	8,688.8	-3.1	2.7	10,647.4	10,842.9
山口県	4,174.4	4,258.1	0.2	2.0	4,264.5	4,435.7	0.4	4.0	5,677.0	5,778.9
徳島県	2,070.0	2,177.0	-1.4	5.2	2,102.0	2,215.5	-1.5	5.4	2,818.7	2,937.1
香川県	2,735.9	2,671.5	-0.1	-2.4	2,811.5	2,757.6	0.0	-1.9	3,721.6	3,647.0
愛媛県	3,372.9	3,426.3	-7.7	1.6	3,491.9	3,573.4	-7.6	2.3	4,704.6	4,776.7
高知県	1,583.3	1,651.2	0.5	4.3	1,747.6	1,822.6	0.7	4.3	2,194.5	2,262.7
福岡県	13,238.1	13,427.1	0.0	1.4	14,191.0	14,406.4	0.2	1.5	17,870.5	18,189.9
佐賀県	1,919.0	1,964.5	-1.0	2.4	2,044.2	2,110.3	-1.0	3.2	2,621.6	2,681.1
長崎県	3,216.9	3,207.5	0.5	-0.3	3,370.5	3,378.2	0.5	0.2	4,383.9	4,393.0
熊本県	4,154.2	4,093.0	0.5	-1.5	4,396.9	4,362.8	0.8	-0.8	5,570.5	5,566.4
大分県	2,876.4	2,896.2	2.4	0.7	2,962.3	3,015.6	1.5	1.8	4,147.0	4,182.2
宮崎県	2,522.4	2,616.7	-0.2	3.7	2,582.9	2,697.5	0.5	4.4	3,500.5	3,606.0
鹿児島県	3,809.2	3,810.8	-2.1	0.0	3,998.3	4,029.3	-1.6	0.8	5,276.0	5,286.6
沖縄県	2,635.2	2,734.9	-0.2	3.8	2,845.4	2,974.2	0.5	4.5	3,756.2	3,881.8
合計	366,866.3	373,417.4	0.2	1.8	380,084.4	390,172.9	0.5	2.7	499,584.0	508,645.6

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成28年版「県民経済計算年報」によるものである。  
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	
-0.8	1.5	19,629.4	19,712.1	0.3	0.4	2,475	2,545	0.5	2.8	北海道
1.0	-1.2	4,773.1	4,751.3	-0.4	-0.5	2,418	2,426	2.5	0.3	青森県
5.0	3.4	4,662.9	4,793.8	4.5	2.8	2,558	2,698	8.0	5.5	岩手県
10.7	3.5	9,330.1	9,728.9	10.8	4.3	2,747	2,857	10.3	4.0	宮城県
-0.4	0.2	3,890.2	3,942.2	-1.3	1.3	2,417	2,463	2.6	1.9	秋田県
0.6	4.6	4,291.3	4,535.6	0.5	5.7	2,476	2,629	2.9	6.2	山形県
6.8	6.9	7,285.5	7,859.6	5.1	7.9	2,564	2,787	10.4	8.7	福島県
0.8	-0.1	12,448.6	12,443.1	0.0	0.0	3,128	3,138	1.7	0.3	茨城県
-1.3	6.5	8,404.7	9,057.1	-1.3	7.8	3,000	3,255	0.1	8.5	栃木県
0.1	4.0	8,395.8	8,804.8	-0.1	4.9	2,892	3,054	0.6	5.6	群馬県
0.1	2.0	22,851.9	23,668.5	0.4	3.6	2,797	2,859	-0.1	2.2	埼玉県
-1.0	4.0	22,016.0	23,433.9	-0.3	6.4	2,866	3,019	-0.1	5.3	千葉県
-0.9	1.0	101,015.6	102,573.0	-0.3	1.5	4,464	4,508	-0.4	1.0	東京都
-2.0	1.1	34,141.7	34,893.0	-2.7	2.2	2,906	2,972	-1.7	2.3	神奈川県
-0.4	1.3	9,488.2	9,611.0	-1.3	1.3	2,698	2,767	0.9	2.6	新潟県
-1.8	1.0	4,738.9	4,813.9	-2.1	1.6	3,051	3,159	-1.7	3.6	富山県
1.8	0.6	4,832.4	4,911.4	0.7	1.6	2,910	2,972	3.5	2.1	石川県
-4.4	1.0	3,266.0	3,334.8	-4.7	2.1	2,817	2,845	-1.5	1.0	福井県
-2.6	1.1	3,326.0	3,370.3	-2.0	1.3	2,825	2,918	-1.2	3.3	山梨県
-0.7	2.1	8,512.8	8,676.7	-1.1	1.9	2,634	2,714	0.1	3.1	長野県
0.1	-0.3	7,900.0	7,808.6	0.0	-1.2	2,692	2,726	0.7	1.3	岐阜県
-0.4	2.4	17,045.0	17,527.5	-0.6	2.8	3,216	3,326	0.5	3.4	静岡県
4.6	2.6	37,014.0	37,743.2	3.3	2.0	3,452	3,579	6.2	3.7	愛知県
2.6	4.9	7,510.0	7,907.7	2.4	5.3	2,961	3,166	4.7	6.9	三重県
-0.9	2.5	6,547.1	6,660.3	-0.8	1.7	3,164	3,273	-0.3	3.4	滋賀県
-0.5	0.1	11,016.2	11,164.0	-1.6	1.3	2,967	2,974	0.4	0.2	京都府
-1.1	1.2	37,497.9	37,957.6	-1.0	1.2	2,947	2,995	-1.2	1.6	大阪府
-0.7	2.6	20,619.1	21,682.2	-0.8	5.2	2,698	2,816	1.1	4.4	兵庫県
-0.1	0.9	3,976.1	4,102.7	0.5	3.2	2,404	2,530	-0.4	5.2	奈良県
0.1	0.6	3,840.7	3,866.5	0.7	0.7	2,743	2,816	1.4	2.7	和歌山県
-0.9	0.6	1,964.7	1,999.4	-1.2	1.8	2,279	2,337	0.9	2.5	鳥取県
-2.4	1.1	2,471.6	2,507.6	-2.7	1.5	2,367	2,424	-0.2	2.4	島根県
-3.0	3.2	7,851.7	8,135.5	-3.4	3.6	2,694	2,800	-1.5	3.9	岡山県
-3.4	1.8	11,735.1	11,966.8	-4.7	2.0	2,971	3,060	-2.9	3.0	広島県
-0.1	1.8	6,061.6	6,182.4	0.5	2.0	2,981	3,125	1.2	4.8	山口県
-1.5	4.2	3,017.9	3,152.4	-1.6	4.5	2,710	2,878	-0.9	6.2	徳島県
0.1	-2.0	3,998.1	3,971.1	-0.1	-0.7	2,842	2,798	0.2	-1.6	香川県
-6.5	1.5	5,157.0	5,221.9	-5.9	1.3	2,468	2,543	-7.0	3.0	愛媛県
-0.3	3.1	2,405.2	2,497.1	-1.8	3.8	2,325	2,447	1.6	5.2	高知県
-0.2	1.8	19,295.1	19,728.8	-0.2	2.2	2,791	2,831	0.0	1.4	福岡県
-1.6	2.3	2,797.0	2,870.5	-1.6	2.6	2,423	2,513	-0.6	3.7	佐賀県
-0.1	0.2	4,881.4	4,867.2	-2.6	-0.3	2,394	2,419	1.2	1.0	長崎県
-0.1	-0.1	6,102.3	6,106.6	-0.9	0.1	2,433	2,422	1.2	-0.5	熊本県
-0.4	0.8	4,485.7	4,554.8	-0.4	1.5	2,499	2,559	2.1	2.4	大分県
-0.5	3.0	3,852.9	3,998.7	-1.1	3.8	2,294	2,407	1.0	5.0	宮崎県
-2.3	0.2	5,843.4	5,873.0	-2.5	0.5	2,366	2,399	-1.1	1.4	鹿児島県
-0.4	3.3	4,176.4	4,364.7	-0.2	4.5	2,020	2,102	-0.1	4.1	沖縄県
-0.2	1.8	546,364.3	559,333.6	-0.3	2.4	2,981	3,065	0.7	2.8	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,167,065	102.9	1,080,853	105.6	814,835	107.2
8	5,286,661	102.3	1,149,316	106.3	846,484	103.9
9	5,331,487	100.8	1,142,148	99.4	868,156	102.6
10	5,261,090	98.7	1,035,204	90.6	825,597	95.1
11	5,219,973	99.2	983,268	95.0	799,166	96.8
12	5,286,212	101.3	1,052,725	107.1	835,246	104.5
13	5,188,892	98.2	966,505	91.8	779,393	93.3
14	5,146,750	99.2	916,468	94.8	736,323	94.5
15	5,181,998	100.7	942,850	102.9	744,814	101.2
16	5,210,039	100.5	976,179	103.5	767,832	103.1
17	5,258,139	100.9	1,022,860	104.8	823,433	107.2
18	5,292,550	100.7	1,053,266	103.0	844,957	102.6
19	5,310,134	100.3	1,030,332	97.8	838,897	99.3
20	5,093,984	95.9	979,965	95.1	788,039	93.9
21	4,920,751	96.6	762,342	77.8	673,639	85.5
22	4,991,948	101.4	830,749	109.0	681,772	101.2
23	4,938,531	98.9	860,882	103.6	704,334	103.3
24	4,946,744	100.2	874,913	101.6	718,342	102.0
25	5,074,011	102.6	924,554	105.7	774,256	107.8
26	5,178,666	102.1	966,177	104.5	803,481	103.8
27	5,321,914	102.8	995,476	103.0	812,078	101.1
28	5,402,000	101.5	1,006,000	101.1	823,000	101.3
29	5,535,000	102.5	1,051,000	104.5	863,000	104.8

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	13,764	-	252,254	93.6	2,758,558	102.3
8	15,226	-	287,606	114.0	2,827,396	102.5
9	35,880	-	238,112	82.8	2,838,032	100.4
10	192	-	209,415	87.9	2,839,281	100.0
11	-30,594	-	214,696	102.5	2,858,909	100.7
12	4,323	-	213,156	99.3	2,873,142	100.5
13	-9,443	-	196,555	92.2	2,883,849	100.4
14	-10,816	-	190,961	97.2	2,881,499	99.9
15	7,452	-	190,584	99.8	2,879,065	99.9
16	14,102	-	194,245	101.9	2,891,187	100.4
17	4,728	-	194,699	100.2	2,930,818	101.4
18	9,325	-	198,984	102.2	2,947,431	100.6
19	17,379	-	174,056	87.5	2,969,264	100.7
20	16,631	-	175,295	100.7	2,913,712	98.1
21	-46,755	-	135,458	77.3	2,871,961	98.6
22	10,333	-	138,644	102.4	2,874,498	100.1
23	13,647	-	142,901	103.1	2,884,302	100.3
24	7,419	-	149,152	104.4	2,911,643	100.9
25	-15,970	-	166,268	111.5	3,000,019	103.0
26	7,521	-	155,175	93.3	2,984,140	99.5
27	24,102	-	159,296	102.7	2,998,621	100.5
28	16,000	-	167,000	105.4	3,010,000	100.7
29	18,000	-	170,000	100.1	3,058,000	100.8

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)
昭和45年度	48.6	110.8	56.3	102.2	32.0	-
50	52.9	95.6	86.9	102.2	55.2	110.4
55	71.4	102.2	114.4	112.5	75.7	107.7
60	85.0	102.5	112.5	98.3	85.7	101.9
平成2年度	107.1	105.0	108.2	101.2	92.1	103.1
7	101.5	102.1	103.1	98.9	97.5	99.8
8	104.9	103.4	101.6	98.5	97.9	100.4
9	106.1	101.1	102.6	101.0	99.9	102.0
10	98.8	93.0	100.4	97.9	100.1	100.2
11	101.5	102.6	99.6	99.2	99.6	99.5
12	105.8	104.3	99.1	99.5	99.0	99.4
13	96.1	90.9	96.6	97.5	98.0	99.0
14	98.9	102.8	95.0	98.3	97.4	99.4
15	101.8	103.5	94.5	99.5	97.2	99.8
16	105.7	103.9	96.0	101.6	97.1	99.9
17	107.4	101.6	97.7	101.8	96.9	99.8
18	112.3	104.6	99.7	102.0	97.1	100.2
19	115.4	102.7	102.0	102.3	97.5	100.4
20	101.0	87.3	105.2	103.1	98.6	101.1
21	91.4	90.5	99.8	94.9	96.9	98.3
22	99.4	108.8	100.2	100.4	96.4	99.5
23	98.7	99.3	101.6	101.4	96.3	99.9
24	95.8	97.1	100.5	98.9	96.1	99.8
25	98.9	103.2	102.4	101.9	96.9	100.8
26	98.4	99.5	105.2	102.7	99.8	103.0
27	97.4	99.0	101.8	96.8	100.0	100.2
28	-	101.0	-	98.0	-	100.0
29	-	102.7	-	102.0	-	101.1

(注) 平成27年度までは実績、平成28年度及び平成29年度は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成29年1月20日閣議決定)による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものである。



# 参 考

- I 地方財政計画(平成29年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成29年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額(平成29年度)
- IV 主要経済指標(平成29年度)

# I 地方財政計画（平成29年度）

## 【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	390,663	387,022	3,641	0.9
II 地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042	4.3
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,560	2,578	△ 18	△ 0.7
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	83	93	△ 10	△ 10.8
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,560	2,626	△ 66	△ 2.5
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	149	0	0.0
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	125	0	0.0
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	19,887	18,751	1,136	6.1
III 地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95	7.7
IV 地 方 交 付 税 金	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2
V 国 庫 支 出 金	135,386	132,184	3,202	2.4
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,248	15,271	△ 23	△ 0.2
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	91,194	87,900	3,294	3.7
(7) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,521	14,726	△ 205	△ 1.4
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,966	13,671	295	2.2
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	706	700	6	0.9
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,240	1,155	85	7.4
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	12,946	12,246	700	5.7
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	14,007	14,155	△ 148	△ 1.0
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,578	3,583	△ 5	△ 0.1
(ク) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	7,879	6,428	1,451	22.6
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	22,351	21,236	1,115	5.3
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,373	26,343	30	0.1
(7) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,072	25,922	150	0.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	301	421	△ 120	△ 28.5
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	283	283	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	72	72	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	621	642	△ 21	△ 3.3
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,196	1,258	△ 62	△ 4.9
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	344	360	△ 16	△ 4.4
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	55	55	0	0.0
VI 地 方 債	91,907	88,607	3,300	3.7
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4
VIII 雑 収 入	42,370	41,643	727	1.7
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 77	△ 79	2	△ 2.5
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 225	△ 589	364	△ 61.8
歳 入 合 計	866,198	857,593	8,605	1.0

(単位：億円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	△ 65	△ 0.0
1 給 与 費 ( 退 職 手 当 を 除 く )	186,629	185,682	947	0.5
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	56,553	56,326	227	0.4
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,463	23,251	212	0.9
(ウ) 消 防 職 員	12,224	12,248	△ 24	△ 0.2
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	94,389	93,857	532	0.6
2 退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△ 5.7
3 恩 給 費	108	125	△ 17	△ 13.6
II 一 般 行 政 経 費	365,590	357,931	7,659	2.1
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	197,809	190,004	7,805	4.1
(ア) 生 活 保 護 費	38,922	38,796	126	0.3
(イ) 児 童 保 護 費	6,161	5,226	935	17.9
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	25,891	24,491	1,400	5.7
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	25,288	24,527	761	3.1
(オ) 介 護 給 付 費	26,661	25,831	830	3.2
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	20,094	20,314	△ 220	△ 1.1
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	15,759	12,856	2,903	22.6
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	39,033	37,963	1,070	2.8
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	140,213	140,374	△ 161	△ 0.1
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,068	15,053	15	0.1
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0	0.0
III 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1,950	4,450	△ 2,500	△ 56.2
IV 公 債 費	125,902	128,051	△ 2,149	△ 1.7
V 維 持 補 修 費	12,621	12,198	423	3.5
VI 投 資 的 経 費	113,570	112,046	1,524	1.4
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,590	5,677	△ 87	△ 1.5
2 公 共 事 業 費	51,683	52,028	△ 345	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	51,278	51,453	△ 175	△ 0.3
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	405	575	△ 170	△ 29.6
(直轄、補助事業計)	57,273	57,705	△ 432	△ 0.7
3 一 般 事 業 費	27,726	27,713	13	0.0
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,356	27,343	13	0.0
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	28,571	26,628	1,943	7.3
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	10,766	10,454	312	3.0
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	689	131	19.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 ( 一 般 財 源 化 分 )	935	935	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 ( 地 方 単 独 事 業 計 )	56,297	54,341	1,956	3.6
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143	113	0.4
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,694	11,776	△ 82	△ 0.7
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,562	13,367	195	1.5
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	18,100	14,500	3,600	24.8
歳 出 合 計	866,198	857,593	8,605	1.0

(注) 公共施設等適正管理推進事業費の平成28年度の額は、平成28年度地方財政計画の歳出に計上された「公共施設等最適化事業費」の額である(以下同じ)。

(参考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳入

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	390,663	45.1	387,022	45.1
地 方 譲 与 税	25,364	2.9	24,322	2.8
地 方 特 例 交 付 金	1,328	0.2	1,233	0.1
地 方 交 付 税	163,298	18.8	167,003	19.5
国 庫 支 出 金	135,386	15.6	132,184	15.4
地 方 債	91,907	10.6	88,607	10.3
使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	1.9	16,247	1.9
雑 収 入	42,370	4.9	41,643	4.9
歳 入 合 計	866,500	100.0	858,261	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳出

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,209	23.5	203,274	23.7
一 般 行 政 経 費	365,590	42.2	357,931	41.8
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1,950	0.2	4,450	0.5
公 債 費	125,902	14.5	128,051	14.9
維 持 補 修 費	12,621	1.5	12,198	1.4
投 資 的 経 費	113,570	13.1	112,046	13.1
公 営 企 業 繰 出 金	25,256	2.9	25,143	2.9
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	18,100	2.1	14,500	1.7
歳 出 合 計	866,198	100.0	857,593	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	4,503	4,802	△ 299	△ 6.2
II 一般財源充当分	77	79	△ 2	△ 2.5
III 国庫支出金	8,059	12,528	△ 4,469	△ 35.7
IV 地方債	161	331	△ 170	△ 51.4
V 雑収入	42	59	△ 17	△ 28.8
歳 入 合 計	12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8
B 歳 出				
I 給与関係経費	96	104	△ 8	△ 7.7
II 一般行政経費	4,200	5,464	△ 1,264	△ 23.1
1 国庫補助負担金等を伴うもの	3,374	4,625	△ 1,251	△ 27.0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	826	839	△ 13	△ 1.5
III 公債費	43	60	△ 17	△ 28.3
IV 投資的経費	8,341	12,024	△ 3,683	△ 30.6
1 直轄事業負担金	766	748	18	2.4
2 公共事業費	7,201	10,900	△ 3,699	△ 33.9
3 一般事業費	374	376	△ 2	△ 0.5
V 公営企業繰出金	162	147	15	10.2
歳 出 合 計	12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	4,503	35.1	4,802	27.0
II 一般財源充当分	77	0.6	79	0.4
III 国庫支出金	8,059	62.7	12,528	70.4
IV 地方債	161	1.3	331	1.9
V 雑収入	42	0.3	59	0.3
歳 入 合 計	12,842	100.0	17,799	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	96	0.7	104	0.6
II 一般行政経費	4,200	32.7	5,464	30.7
III 公債費	43	0.3	60	0.3
IV 投資的経費	8,341	65.0	12,024	67.6
V 公営企業繰出金	162	1.3	147	0.8
歳 出 合 計	12,842	100.0	17,799	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	720	720	0	0.0
II 一 般 財 源 充 当 分	225	589	△ 364	△ 61.8
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	946	1,310	△ 364	△ 27.8
B 歳 出				
I 公 債 費	946	1,310	△ 364	△ 27.8
歳 出 合 計	946	1,310	△ 364	△ 27.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	720	76.1	720	55.0
II 一 般 財 源 充 当 分	225	23.8	589	45.0
III 雑 収 入	1	0.1	1	0.0
歳 入 合 計	946	100.0	1,310	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	946	100.0	1,310	100.0
歳 出 合 計	946	100.0	1,310	100.0

## Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成29年度）

（単位 億円）

税 目	平成28年度 当初予算額	平成29年度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
（一般会計）						
所得税	150,590	△ 1,920	148,670	70	148,740	△ 1,850
源泉分	29,160	1,580	30,740	-	30,740	1,580
申告分	179,750	△ 340	179,410	70	179,480	△ 270
計	122,330	1,610	123,940	△ 30	123,910	1,580
法人税	19,210	1,940	21,150	-	21,150	1,940
相続税	171,850	△ 470	171,380	-	171,380	△ 470
消費税	13,590	△ 480	13,110	-	13,110	△ 480
酒	9,230	60	9,290	-	9,290	60
たばこ	23,860	80	23,940	-	23,940	80
揮発油	90	△ 10	80	-	80	△ 10
石油ガス	520	-	520	-	520	-
航空機燃料	6,880	-	6,880	-	6,880	-
石油石炭	3,200	△ 70	3,130	-	3,130	△ 70
電源開発促進	3,850	△ 150	3,700	-	3,700	△ 150
自動車重量	11,060	△ 1,470	9,590	△ 60	9,530	△ 1,530
関税	100	-	100	-	100	-
とん税	7,500	200	7,700	-	7,700	200
印紙収入	3,020	200	3,220	-	3,220	200
現金収入	10,520	400	10,920	-	10,920	400
計	576,040	1,100	577,140	△ 20	577,120	1,080
合計						
（交付税及び譲与税 配付金特別会計）						
地方税法人税	6,365	74	6,439	-	6,439	74
地方揮発油税	2,553	9	2,562	-	2,562	9
石油ガス税（譲与分）	90	△ 10	80	-	80	△ 10
航空機燃料税（譲与分）	149	-	149	-	149	-
自動車重量税（譲与分）	2,642	△ 103	2,539	-	2,539	△ 103
特別とん税	125	-	125	-	125	-
地方法人特別税	18,809	1,216	20,025	-	20,025	1,216
合計	30,733	1,186	31,919	-	31,919	1,186
（国債整理基金特別会計）						
たばこ特別税	1,428	9	1,437	-	1,437	9
（東日本大震災復興 特別会計）						
復興特別所得税	3,766	△ 2	3,764	-	3,764	△ 2
総計	611,967	2,293	614,260	△ 20	614,240	2,273

（注）自動車重量税及び自動車重量税（譲与分）の現行法による収入見込額は、平成29年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（平成29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算したものであり、自動車重量税60億円、自動車重量税（譲与分）41億円）を含めて計上している。これは、当該増収見込額が平成27年度以前の税制改正に起因して平成27年度から平成29年度にかけて追加的に発生した減収見込額（自動車重量税△ 200億円、自動車重量税（譲与分）△ 137億円）に対応するものであることを勘案したものである。

### Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成29年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
（1）配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
（2）積立NISAの創設	▲ 240	0
個人所得課税 計	150	70
2. 法人課税		
（1）研究開発税制の見直し	130	90
（2）地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	▲ 50	▲ 30
（3）中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲ 120	▲ 80
（4）協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲ 30	▲ 20
（5）トン数標準税制の見直し	▲ 10	0
（6）協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	10	10
（7）中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	-
法人課税 計	20	▲ 30
合 計	170	40

（注1） 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

（注2） 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる地方税の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

（注3） 29年度改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算）は平年度290億円、初年度100億円（特別会計分を含む）。他方、27年度から29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲340億円程度（特別会計分を含む）。



## IV 主要経済指標(平成29年度)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比増減率					
	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2015年度)	(2016年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2017年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	532.2	540.2	553.5	2.8	1.3	1.5	1.3	2.5	1.5
民間最終消費支出	299.9	301.0	305.8	0.5	0.5	0.4	0.7	1.6	0.8
民間住宅	15.9	16.7	17.0	2.7	2.7	5.1	5.4	1.7	0.1
民間企業設備	81.2	82.3	86.3	1.1	0.6	1.3	2.1	4.8	3.4
民間在庫品増加( )内は寄与度	2.4	1.6	1.8	(0.3)	(0.4)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.0)
政府支出	132.8	134.0	137.2	1.0	1.2	1.0	1.1	2.4	1.6
政府最終消費支出	106.0	107.1	108.8	1.7	2.0	1.0	1.1	1.6	1.0
公的固定資本形成	26.7	26.9	28.4	▲ 1.4	▲ 2.0	0.7	1.1	5.4	4.2
財貨・サービスの輸出	91.7	85.9	91.0	▲ 0.7	0.8	▲ 6.3	0.8	5.9	3.2
(控除)財貨・サービスの輸入	91.6	81.3	85.7	▲ 9.2	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 1.2	5.3	2.6
内需寄与度				1.1	1.1	0.7	1.0	2.3	1.4
民需寄与度				0.8	0.8	0.4	0.7	1.7	1.0
公需寄与度				0.3	0.3	0.2	0.3	0.6	0.4
外需寄与度				1.7	0.2	0.9	0.3	0.1	0.1
国民所得	388.5	393.4	404.2	2.7		1.3		2.7	
雇員報酬	263.4	268.3	273.8	1.5		1.8		2.1	
財産所得	25.7	25.1	26.5	4.7		▲ 2.1		5.2	
企業所得	99.3	100.0	103.9	5.4		0.6		3.9	
国民総所得	552.1	558.8	573.6	2.8	2.7	1.2	1.5	2.7	1.7
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度	
労働力人口	6,605	6,654	6,669		0.2	0.7		0.2	
就業者数	6,388	6,449	6,477		0.4	1.0		0.4	
雇用者数	5,662	5,732	5,777		1.0	1.2		0.8	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	3.3	3.1	2.9						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 1.0	1.0	2.7						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 3.2	▲ 2.0	2.0						
消費者物価指数・変化率	0.2	0.0	1.1						
GDPデフレーター・変化率	1.4	0.2	0.9						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 0.6	4.2	5.1						
貿易収支	0.5	5.6	6.1						
輸出	73.1	68.2	72.4		▲ 3.3		▲ 6.7		6.1
輸入	72.6	62.7	66.4		▲ 11.7		▲ 13.7		5.9
経常収支	18.0	20.2	23.6						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.4	3.7	4.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率(%)	2.8	2.9	3.2
円相場(円/ドル)	120.1	107.5	111.5
原油輸入価格(ドル/バレル)	49.4	45.9	48.2

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成28年11月10日～12月9日の期間の平均値(111.5円/ドル)で同年12月12日以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成28年11月10日～12月9日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(48.2ドル/バレル)で同年12月12日以後一定と想定。